
令和3年 第8回(定例)南部町議会会議録(第5日)

令和3年12月15日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和3年12月15日 午9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第85号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第86号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第87号 南部町バンガロー条例の一部改正について
- 日程第6 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場)
- 日程第7 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町農林体験実習館)
- 日程第8 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町自然休養村管理センター緑水園)
- 日程第9 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町林業者等休養福祉施設)
- 日程第10 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町健康増進施設レークサイドアリーナ)
- 日程第11 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町緑水湖教育文化施設)
- 日程第12 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町バンガロー)
- 日程第13 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町地域農産物加工施設えぶろん)
- 日程第14 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について(つくし保育園)
- 日程第15 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について(さくら保育園)
- 日程第16 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町立法勝寺児童館)
- 日程第17 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町立ふるさと交流センター)
- 日程第18 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町立おおくに田園スクエア)

- 日程第19 議案第 101号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村
広場）
- 日程第20 議案第 102号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニテ
ィ運動施設）
- 日程第21 議案第 103号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターしあ
わせ）
- 日程第22 議案第 104号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第23 議案第 105号 令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第 106号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第 107号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第 108号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第 109号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第 110号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第 111号 令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第 112号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関
する協議について

（追加議案）

- 日程第31 議案第 113号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第 114号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第33 発議案第14号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 日程第34 発議案第15号 日本のジェノサイド条約加盟と中国政府による新疆ウイグル族、チベ
ット、内モンゴル等自治区への人権侵害に抗議することを求める意見
書
- 日程第35 発議案第16号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本
的な改善を求める意見書
- 日程第36 発議案第17号 コロナ禍に乗じた憲法改悪ではなく、憲法の理念を生かす政治を求め
る意見書
- 日程第37 発議案第18号 放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書
- 日程第38 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第85号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第86号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第87号 南部町バンガロー条例の一部改正について
- 日程第6 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）
- 日程第7 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）
- 日程第8 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）
- 日程第9 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）
- 日程第10 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）
- 日程第11 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町緑水湖教育文化施設）
- 日程第12 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）
- 日程第13 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えぶろん）
- 日程第14 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について（つくし保育園）
- 日程第15 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について（さくら保育園）
- 日程第16 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）
- 日程第17 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）
- 日程第18 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）
- 日程第19 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）
- 日程第20 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）
- 日程第21 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターしあ

わせ)

- 日程第22 議案第 104号 令和3年度南部町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第23 議案第 105号 令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第 106号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第 107号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第 108号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第27 議案第 109号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第28 議案第 110号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第29 議案第 111号 令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第30 議案第 112号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について

(追加議案)

- 日程第31 議案第 113号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第 114号 令和3年度南部町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第33 発議案第14号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 日程第34 発議案第15号 日本のジェノサイド条約加盟と中国政府による新疆ウイグル族、チベット、内モンゴル等自治区への人権侵害に抗議することを求める意見書
- 日程第35 発議案第16号 保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書
- 日程第36 発議案第17号 コロナ禍に乗じた憲法改悪ではなく、憲法の理念を生かす政治を求める意見書
- 日程第37 発議案第18号 放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書
- 日程第38 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(14名)

1 番 埴 田 光 雄君	2 番 加 藤 学君
3 番 荊 尾 芳 之君	4 番 滝 山 克 己君
5 番 米 澤 睦 雄君	6 番 長 束 博 信君
7 番 白 川 立 真君	8 番 三 鴨 義 文君

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

6番、長束博信君、7番、白川立真君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第85号

○議長（景山 浩君） 日程第3、議案第85号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

9番、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長の仲田司朗でございます。議案第85号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第85号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第86号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第86号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長の仲田でございます。議案第86号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第86号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第87号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第87号、南部町バンガロー条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田司朗でございます。議案第87号、南部町バンガロー条例の一部改正について。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第87号、南部町バンガロー条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第88号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第88号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第88号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）でございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対者の意見でございますが、結果としてこの3年間で800万円近くのお金を入れている。指定管理をするのであれば、経済的な効率性との問題と併せて地域への還元の問題、町政にどう影響するのか、町民にどのようなメリットがあるかが見えてこないといけない。指定管理をやめて在り方を町として考えたほうがよいと思う。

賛成者の御意見でございますが、町が支出した費用は修繕工事関係であり、直営でやっても当然に必要な経費である。指定管理によって必要なのはお客様をいかに誘客していくことといたことであり、これまでに比較すると利用人数も増えている。また、指定管理料も低くなっていることなどを踏まえると適切であるということで賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第88号の公の施設の指定管理、オートキャンプ場の件について反対をいたします。

委員会の中で審査してきた内容ですが、令和4年から6年間、今後3年間の指定管理料が855万、公募で従来からのスマイルキューブに指定管理をすると。これまでの3年間でどうであっ

たかというところで工事費の3年間の支出の金額を出していただきました。先ほど委員長が80万とおっしゃいましたが、私が委員会でちょっと計算しないでおんぼらと言ったので、厳密には696万3,000円、約700万円の工事費が投入されてきたわけです。

利用状況はどうか。令和元年786人、令和2年903人、令和3年852人。コロナで影響がプラスで出たのか、マイナスと出たのか判断するところだと思いますが、これを、この数字を見ることによって、委員の中からも入客数が増えてきているので評価すべきではないかという意見が出ていました。

地元への還元でどうかというところに出てきたのは、雇用でパート1名と学生アルバイト2名を雇用しているという数字で、これはスタッフの給料が年間420万、全てがこの3人の方に行くわけじゃないと思うんですけども、そういう内容でした。

審査意見等も見せていただいたんですけども、指定管理の事業者の方はこのオートキャンプ場、次の分もそうですけれども、結局は工事、受入れのためには設備を修繕していかなければいけないよということで、町に依頼して工事なんかをやってきたわけですよ。今度も、もしこれを自分たちの資金を投入するには3年では少なくても5年ぐらい要するというので、今までしてた資金投入が可能なのかって、会社の決算等見たときも赤字ですよ。これ見たときに、どういうふうに町にとって、町の地域内循環とか、町の財政問題や町の活性化について、ここに指定管理することが本当に趣旨に沿ってるのかという点から見た場合、非常に疑問があるというふうに考えざるを得ないということです。

1つ目には、指定管理の意味があるのかという点でいえば、委員会の中でも指摘されているように地域内循環でどう回るかということでは、事業者は自分の会社の社長が町内に移ってきたよって言ってるんですけども、そういう論議なんですよね。本来であれば、委員の中、賛成議員の中に、入客がいかに大事かっていうけれども、町と住民から見たらお客さんが多くなることによって、町の財政や町の活性化、住民にとってどのようにプラスがあるかというところが出てこなければ指定管理の意味がない。

そういう意味でいえば、この間の工事費も700万近く投入してきたわけですよ。この700万投入が、今後、話の中で見たら、2つの施設でいえば、設備投資しなければ今度集客数が上がって利益がもっと認められるというめどが立たないわけですよ。そういうところから見たら、この3年間の700万投資の中でこのことが妥当なのかと考えたとき、普通であればここで立ち止まって見直すという結論が出てくるのではないかなと思うわけです。

とりわけ緑水園周辺については、今後計画を令和4年度中に立てていくということですけど

も、私はこの計画がきちっと定まって、住民も納得して、町財政や住民への還元、地域貢献度も考えてあり得ると判断できるまでオートキャンプ場については一旦立ち止まって考えるべきだと。行く行くはいろんな希望もあるかもしれませんが、もう閉鎖も考えて取り組んでいくべきだという立場から、今回の指定管理はおやめになったほうがいいのではないかという意見で反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私は、この議案第88号の南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど真壁議員の言われました修繕とかのことについては次のこもれば工房のほうで討論させてもらいたいと思います。

まず、これは緑水湖オートキャンプ場を公募によって、これまでの指定管理者であるスマイルキューブに管理をお願いするものです。

まず、指定管理とはということでもう一度確認を取っておきたいと思います。公の施設の維持管理を民間企業が行政に代わって行うことにより、その創意工夫、ノウハウなどにより利用者により質の高いサービスを提供し、効率的な運営を目指す、そういったためにこの指定管理制度というのは導入されて今現在ずっときているわけです。

まず、このスマイルキューブが管理運営してもらっていますオートキャンプ場の利用状況を見ますと、先ほど真壁議員のほうも言われましたが、総合して大体約2倍の利用者数が増えたというまず実績をつくられました。これはコロナ禍によってアウトドア志向も高まったというところも若干あるわけなんですけれど、私はそれ以上の結果を出されたというふうに思っております。

そして、指定管理委員会の審査会では、今後の営業拡大を進めるに当たって、先ほどもありました指定管理期間を今の3年から5年への要望や、キャンプサイトの拡張を希望されておりました。ということは、まだまだこのオートキャンプ場には将来性も伸び代もあるんだなというふうに思いました。これまでの実績と創意工夫、ノウハウがスマイルキューブ、非常に優れていたというふうに思っております。

私も3年前のこの指定管理のときには実は反対をした一人でしたが、先ほど述べたこの3年間の実績から緑水湖オートキャンプ場については賛成をしたいというふうに思っております。以上、賛成討論といたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 88 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 89 号

○議長（景山 浩君） 日程第 7、議案第 89 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長の仲田でございます。議案第 89 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）でございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対者の御意見でございますが、前議案と同様の反対理由であります。指定管理施設の半分が使用できない状況であるなど、町としての方針がすごく曖昧である。指定管理により集客は増やすということだが、集客が増えた結果、町にとってどうなのかということが見えてこず、会社の経営を成り立たせているとしか見えない。公の施設が適切かどうかも含めて判断し直したほうがよい。

賛成の御意見でございますが、確かに利用頻度が低く、活用されていないというのは否めないところであるが、地元との交流ができる大切な場所であり、また、オートキャンプ場と一体的に管理することが適切であるので賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） 89 号の農林体験実習館の指定管理について反対をいたします。

指定管理料等については先ほどのオートキャンプ場と一括して出されているので、数字については省略いたしますが、委員会で審査しておりましてつくづく思いましたのは、特にこのこもれば工房をオートキャンプ場にくっつけることによって、非常な困難をさせてるんだなということ

も感じました。そういう意味では、オートキャンプ場より農林体験実習館そのものを指定管理させることにどだい無理があるのではないかと思いました。なぜならば、この事業管理者も言っているのは、半分以上が使えないと。ということで言えば、これはどちらかといえば町に責任がある問題ではないかなと思ったんです。そうであれば、もし本当にさせるつもりであれば、こもれば工房の修繕計画を示して、町としてはここまでするからどうだろうかという話もないまま、管理者のほうとすれば3年から5年にしてくれんから出資できないよというんだけど、出資できる状況下といたら、来年度からの3年間を見ても利益若干、よく出て年間80万って書いてあるんですよ。そのような、それ自らが、単年度収支で赤字を持っている事業者がここに自ら投資できるわけがないんですよ。

そういうことを考えたら、ここでやろうと思えば、先ほど賛成者の討論の中でありましたが、質の高いサービスと財政の効率化といえ、財政の効率ではなくて、財政の町からの投資がなければ目指すような運営ができない状況だということがあの審議会の内容でも明らかではないですか。だとすれば、町がまずその方向を示さずにこのまま指定管理を続けさせるということは、今まで以上に町からの工事、修繕費が出てくるという可能性が大いにあるということなんです。今のそういう段階で指定管理させるということは非常に無責任だというふうに感じています。そういう意味では、オートキャンプ場のときも言いましたが、せめてあの実習館等については指定管理をやめてどうするかということを町が考えないといけない。

それと、何回も言いますが、賛成者は指定管理が質の高いサービスと財政の効率化を目指すというが、公の施設で公共に対してのどのような貢献度や住民にとっての利益、町にとってのメリットがあるかと考えた場合、ここに指定管理料を諾々と払い続けること、そして工事費を出すことが適切なのかという判断をしないといけないと思います。私は、緑水園の全面的な計画ができるまでここを一時休止にしてでも考えていかないといけない、むやみやたらに投資することはかえって今の現状見とったら不健全であり、もらっている利用料の中でその会社の人件費は幾らか潤すとしても、そこを維持しているにしかすぎないやり方は本来の指定管理の在り方ではないということを厳しく指摘して見直しを求めたいと思います。反対です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私は、この議案第89号、南部町農林体験施設、こもれば工房の指定管理について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

こもれば工房の指定管理については、施設の利用状況が十分でないというのは、先ほど真壁議

員の反対討論にあったその辺は否めないところがあると思います。指定管理委員会でも質問が上がってありました。この回答で調理体験施設の経年劣化、備品の故障等によってやりたくてもできない、半分しか使えないというのが現状であり、キャンプ場利用者の方々への調理体験等を十分に生かすことができているというのが審査員さんに対するスマイルキューブの回答でありました。利用施設に関しては、利用者ばかりでなく町の責任もあるのではないかと考えます。1人でできること、周りとの理解と協力ができないこともあるというふうに思います。

現在、緑水湖周辺活性化実証事業も実施計画がまとまりつつある中、オートキャンプ場利用者との交流で集団施設や地域住民の活性化も検討しておられるというふうに聞いております。キャンプ場の集客力を使ったこもれび工房や緑水湖周辺、地域住民との活性化とにぎわいに、一層担っていただきたいというふうに思います。さらに、指定管理料についても3年前、305万のところを今回は285万、若干ではありますが、それでも指定管理料は減額ということで応募をされております。

そして、先ほどから出ている修繕の件ですけれど、修繕については、資料、産業課のほうから出していただきました。約700万ですけれど、内容の内訳を見ると指定管理者も言っておりました経年劣化によるそういったような不備のところを直していった、新しくつけたものといえばWi-Fiの設備工事ぐらいで、あとは経年劣化による修理、修繕が全てであります。これは使っているからそのまま修繕で済んでいると思います。これが休業したり、そこで使わなくなると今度は全てが駄目になって、修繕どころか入替えをしなくちゃいけない、これ以上のものが私はかかるのではないかなというふうにも不安を持っております。

そういったような事情で、この指定管理の審査会もオートキャンプ場とこもれび工房は1つとして審査会が行われております。議案としては別々ですけれど、これはオートキャンプ場とこもれび工房、一体のものとして考えるべきであって、オートキャンプ場、賛成した私からはこのこもれび工房も今後の地域のにぎわい創出をしっかりと考えて対応していただくということもお願いして賛成の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第89号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 9 0 号

○議長（景山 浩君） 日程第 8、議案第 9 0 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第 9 0 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 9 0 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 9 1 号

○議長（景山 浩君） 日程第 9、議案第 9 1 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長の仲田でございます。議案第 9 1 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第91号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第92号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第92号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第92号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第92号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 9 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 1、議案第 9 3 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町緑水湖教育文化施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長の仲田でございます。議案第 9 3 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町緑水湖教育文化施設）でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 9 3 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町緑水湖教育文化施設）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 9 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 2、議案第 9 4 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第 9 4 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）でございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対者の御意見がございますので、御披露申し上げます。施設の利用に不適なところがあれば直すのは当然であるが、1棟だけ1,500万をかけて豪華にすべきであろうか。今後の計画性ははっきりと示されていない。町が直営で管理すること、町民の意見を十分に聞くこと、今後の計画を示すことを求めて反対する。

賛成者の御意見でございますが、バンガローの改装については町の意向としてやったのであり、できたものを緑水園が指定管理していくことには全く問題がないので、賛成するということでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。議案第94号、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設、南部町バンガローの指定について反対いたします。

理由は、先ほど委員長の報告でもありましたけども、バンガローは全部で7棟ございますね。そのうちの2号館のみ1棟を1,500万をかけて、お金をかけて工事を進めて、その結果、大変豪華で快適に過ごせるような造りのリノベーションは完成しました。

同時に、併せて言いますと、先ほどの議案でもあって可決されましたが、来年の1月1日より使用料の金額が引上げ、これも決まりました。私は、使用が不適なものについては、それをほっといていいんだということは思っておりません。しかし、直すのに、1棟だけに1,500万円もかけて直すのであれば、あとの6棟、これについてもそれなりの手だてをして管理をすべきだという具合に思うんです。

特にどういう状況なのかということ、内覧に行かれた方のお話を聞きますと、こんなに豪華に替えるのであれば以前のような造りのほうがいいと、悪いところだけを手直ししたらいいではないかという声を聞きます。特に町の財産であり、町民が使いやすいようにやっぱりしていく、このことを必要だと思います。しかも、料金も今のように改正されましたけども、本当に気安く使えるような、そういう状況に直すべきだと思います。そして、本当に今後の、あとの6棟をどういふ具合に計画するのか、それも明らかになっておりません。私は、このようなことでなくて、町の財産を町民が気安く使える、便利に使えるようにする、そのことを目的にすべきだと思います。

す。指定先は株式会社緑水園ですが、これまで公にするんですけども、むしろ私は町が直接に管理運営していく、このことをすべきだということを考えて反対するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 7番、白川です。賛成討論をさせていただきます。

先ほど反対討論を聞いておりましたけども、ここの議案は指定管理を受けるいわゆる緑水園が適切ではないというような部分はあるしなかったように思いますんで、もう一度この討論内容を土俵の中に戻して討論していきたいと思います。

まず、この地域、エリアの未来像を先に語りたいと思います。バンガローをはじめ、緑水湖周辺の施設が一体となって利用客を増やすことはもちろん、地域の人々と交流し、利用客と地域の人々がお互いに何かを得て、また来てねというところまで醸成し、様々な波及効果を生み出すことにある、これが未来像です。

さて、バンガローやキャンプ場を利用する方のニーズは年々増加傾向にあると言われていています。特に都市部の方ほど自然回帰を求めるといいます。彼らが求めるものは日常から解放された非日常空間での癒やし、ヒーリングにあります。つまり、リノベーションされた2番館だけでなく、ロケーション、静寂、小動物との遭遇、炎の揺らぎなど、大自然に身を委ねる心地よさがヒーリングとなり、自分自身を見つめ直す空間となります。近年では冬を楽しむ方も多いた言われます。私たちは見慣れた景色でも、都市部の人々にとっては純白の雪景色は圧巻です。懐かしいかまくら作りとキャンドルライトのコラボは何か惹きつけるものがあります。

先日、再度見学した際、担当者は地元のまきを使った炎の演出などに地元のアイテムを活用し、他のバンガローにはないオリジナルな空間を生み出していきたいと熱く語っておられました。多様な癒やしが求められる今日、緑水湖周辺施設の一つとして7つあるバンガローが今後どのような相乗効果を生み出すか期待し、そして注視していきたいと思います。どうかこれは皆さん賛成していただきますようお願いいたします。終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第94号、南部町バンガローに反対します。

先ほど、指定管理の議案やから緑水園に指定管理するかどうかが問われてるということだったんですよね。私たちもそれは十分承知しているわけです。先ほどのオートキャンプ場はスマイルキューブだったんですけどもね。そういう意味でいえば、委員会や全協で町長や執行部に求め

ていますのは、全体計画が出てからでないで緑水園周辺はお金の投資とかされないんじゃないか
ということ言っております、そういう意味でいえば、今の段階で緑水園も含めて指定管理する
ことについて考え、もっとしっかりした構想持たなければ、なかなか、緑水園のほうでも困るん
じゃないかというところで、本当は緑水園や全てについて意見を言って賛否を聞きたいんですけ
ど、緑水園については働いてる方もいらっしゃるわけですよ。そういう意味から考えたら、町が
つくったこともあって、緑水園、ないしは自然休養村については指定管理について反対できない
だろうという立場であります。

それで、どうしてバンガローについて指定管理で反対したかということ、正直言ってバンガロー
を経営していくには緑水園で指定管理するのも一つの方法だというふうに考えているわけですよ
ね。ただ、今回のバンガローの修繕は、はかなくも町が計画性のなさを明らかにした象徴じゃな
かったかなと思えて仕方がないですよ。そういう点で、やはりこのようなやり方で本当に緑水
園周辺は一体になるんだろうか、指定管理とって任せたまにしているけども、町自体の計画が
ないのではないかという点で、私たちはその意味も込めて今回このバンガローについて反対の意
見を出させてもらっているわけですよ。

先日の土曜日でしたっけ、緑水園の御厚意で地域住民の方々と一緒に2号館を見せてもらいま
した。同時に、同じ建物だと言われている6号館も見せてもらって、2つ入って、住民の方々の
声も聞いてきました。正直に思いましたのは、年配の方と、私たちと同世代の方よりちょっと上
の方もいたと思うんですけれども、南部町がこの虹の村をつくって、周辺の先ほど言った自然環
境を生かして、そこにたくさんの方を来てもらおうというのであれば、あの床に杉板を張って、
ログハウスとして成り立っているようなところのほうが、そこをきれいにして、あのお風呂とト
イレを直してあげたらええんじゃないだろうかという意見がほとんどの方から出たんですよ。

再度帰って審査会の意見等も読んでおりましたら、緑水園の方、その方が言ってるんですよ。
今後、あのお風呂とトイレを直してもらったら、もっとほかの号も来るかも分からないと言っ
てるわけですね。そのときにつくづく思いましたのは、新しく株式会社ベリーさんに頼んだのは、
このベリーの会社というのもいろいろと米子の人にもお聞きしたんですけども、いわゆる内装、
よく業者の中では店舗屋さんとおっしゃっておられて、米子の大手の商業施設なんかの店舗改装
のときによくやられる方だということもお聞きしました。そういう意味では、今、流行に乗った、
その当時のセンスある内装にはたけているんだろうなと思ったんですよ。キナルなんぶとか、そ
れも一部採用させてもらったと言ってるんですけども、でも、あっこにつくった虹の村のコンセ
プトって何だったんだろうかと思ったときに、豊かな自然の中で木に囲まれて、そこで穏やかな

日を過ごすということを考えたときに、一部中に入ったらタイル張りで、横も大理石を模したような柱にするというのは、これは都会思想ですよ。いつかの流行あっても、これはそう長く続くもんじゃないというふうに思いませんか。

先ほど言った冬志向とか、都市の方々が自然に憧れというんですけども、本当に自然に憧れる方々が、ファスティングとかいって建物云々じゃなくて、体の健康を維持するための食事を気にしたりとか、特定の容器を持っていく方もいらっしゃるんですね。豪華など狙ってる方のグランピングとか行く方は、いろんなところ行ってるわけですよ。比べてるんですよ。行った方は御存じかもしれませんが、あのような豪華なグランピングにそしたら、この南部町のあの豪華と言われ造った2号館が同じように見られるだろうかと思ったときに、非常に私は中途半端でかえって、今までの、木の板を張って、森の中でこそその価値観を見いだした中での修復というコンセプトを持つべきだというふうに思いました。

そういう意味でいえば、コロナ禍でも動揺があるように、委員会の中での緑水園の方々の動揺もあるように、今後は2年に1回ぐらいのリノベーションも行ってほしいという同時に、お風呂とトイレさえ直してくれたら何とかなるって言うてることのこの動揺ですよ、これは町が解決してあげんといけんと思うし、それを持ち込んだのも、私は緑水園から希望があったのかどうか知りませんが、今回の工事でなかったと思うんです。とりわけ今回の工事はコロナ後を目指してとってコロナのお金を使ってしました。住民に納得が得られるものではない。

それと、年間、少ない指定管理料で売上げを、1,000万以上を売り上げて、ここでの収益を年間360万ぐらい売り上げていくと、このように言っていますが、仮に出ても、このお金を全てもってしても6棟の修繕費というのは町が持ち出さないといけないわけですよ。

そういうことを考えたときに、ここにお金投資するとこの方向が見えていない大きな問題点と、そこにお金を使って集客することによってその周辺が潤って、どのように変わってくのかという計画もなしに今後ここにお金を投じていくことには反対だし、やるべきではないということ指摘して、まず何よりも全体的なことを言うのであれば、自然休養村事業からこうした緑水園の全体の計画を早期に住民と議会に示すことを求めたい、そういうことを言って反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田でございます。この議案94号について賛成の立場からさせていただきます。

この案件は、緑水園が上のバンガロー、1号館から7号館まで指定管理を受けるというのです

が、今、るるありましたように南さいはく自然休養村の総合的な計画は来年度中に一応できるということでございます。それを受けてこれからどんどんこれらを活用してされますが、緑水園もこのバンガローを指定管理して、このバンガローの1号館から7号館まで、また特に2号館は改修されました。リノベーションというのですごく立派になっております。そういういろんな資源ができた。1号館から7号館まで金太郎あめのようなそういう施設じゃなしに、2号館だけちょっと特別ないいのができた。それも一つ資源でございます。

まだほかにも、残った館も見る方向によって若干自然のいいところがありまして、それらと緑水園がタッグ組んで、食材とかお風呂とか、また食堂はそこでキャンプでもできますので、緑水園の相乗効果が図られるということで産業課が来年度中に自然休養村の計画練られますが、一番の大本はあそこに、ダムの下に大きな部落がなくなって、それを、絶対そういうことを、その人やちの意思を継いで自然休養村を盛り上げていこうというのが大きな溪流に、混流に走っております。この中心になったのが緑水園でございますので、緑水園がそういう資源を生かした一つのツールでございます。オートキャンプ場もそうです。それらから、そのためにも緑水園がこれを、指定管理を受け、これから集客を目指し、自分とこの食材も売り、そういうことでできる大きなツールで、資源でございますので、頑張っていたきたいということをすごくお願いいたしまして賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第94号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前9時46分休憩

午前9時46分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

日程第13 議案第95号

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第95号、公の施設の指定管理者の指定について（南

部町地域農産物加工施設えぶろん)を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

- 予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長の仲田でございます。議案第95号、公の施設の指定管理者の指定について(南部町地域農産物加工施設えぶろん)でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

- 議長(景山 浩君) 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第95号、公の施設の指定管理者の指定について(南部町地域農産物加工施設えぶろん)を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第96号

- 議長(景山 浩君) 日程第14、議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について(つくし保育園)を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

- 予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について(つくし保育園)でございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対者の御意見がございますので、御披露申し上げたいと思います。保育園の指定管理については、指定管理と公設民営と一緒に議論されてきた経緯があり、非常勤職員が伯耆の国の正職員となることによる待遇改善、公設民営によるサービスの多様化、その2点ができるということ

で指定管理、公設民営をするということになっていたが、結果としてその2点ができていないと思われる。公設民営に戻すべきであり、反対であるということでございます。

賛成者の御意見でございますが、反対討論ではできていないという指摘があったが、保育士資格を持っている非常勤職員が公設民営にすることで正職員となり、待遇改善が実現しているので賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について（つくし保育園）、これについて反対の立場から討論させていただきます。

先ほど委員長も述べたとおり、つくし保育園を指定管理するに当たって2点のことが議論されています。1点目は、当時、非常勤だった職員が伯耆の国の正社員になる、このことによって待遇がよくなる。それと、もう一点、民間活力の導入で保育園のサービスが多様化する、この2点が議論され、そしてこのことによって今まで公設公営であったつくし保育園を公設民営にして、そして指定管理に出した、こういう経緯があります。しかし、この2点について現時点ではそのほうに改善したとはとても思えません。

以上の点から反対の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について（つくし保育園）ですが、この議案に対しては賛成すべきと考えます。

まず最初に、賛成理由ですが、今回の指定管理は10年間という1回目の指定管理、これは平成24年から令和4年3月31日までの1回の指定管理が10年間ということで、これが本年度で終わるわけで、この2回目の指定管理の指定ということで議案に上がっているわけですが、これについては社会福祉法人伯耆の国が指定管理を10年間やってきたというその実績、町内には公設公営の保育園2園、公設民営の保育園2園、4園の保育園があるわけですが、この町内の保育園4園が常に連絡を取りながら町内の保育ということについて協議を重ね、十分に保護者に対しても保育園の運営に適正取り組んできていると思っております。

今、反対意見を言われましたけども、当時、平成24年の前ですから、町で保育園で働いてい

る非常勤の非常勤職員、臨時職員は町の条例によって5年間しかそこで働けないという条例がありました。ということは、保育園では非常勤職員が多くおられたわけですので、これが5年間過ぎると辞めないけんわけです。それは保育の実質も非常に無理だったので、町条例に従ってそういうことになるので、やむを得ず公設民営という手段が取られたわけです。これを正職員にして待遇が図られていないというふうに考えるのか。私は、そこは町の非常勤職員だった人が社会福祉法人に、伯耆の国の保育士となって正職員になったということは、やっぱりそこには保育士の待遇改善はあったと、そしてそれが今も続いとうわけですが、そういうことで待遇改善が図られてないとは思っていません。

もう一つ、保育の多様化ということについて一例を挙げれば、公設公営の保育園は保育時間が朝の7時半から夜の6時30分までが公設保育園の時間です。公設民営の保育園は30分早く、30分遅く、朝7時から夜の7時まで保育の必要な子供さんに保育をしております。これも一つのサービスの多様化であり、民設公営の社会福祉法人伯耆の国が努力をしてきている実態ではないかと、なのでこれも当たらないと、私はそういうふうに思います。

これは指定管理の議案でございますので、令和4年から10年間、つくし保育園を社会福祉法人伯耆の国に指定管理を出すということは、十分に指定管理を受ける資質があり、適正であり、この議案については賛成すべきと考えます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、96号のつくし保育園の伯耆の国への指定管理、97号も同様になってきますが、反対をいたします。

今回、指名指定で10年間を今後、伯耆の国に指定管理をしたいという内容です。金額につけば1億7,900万近く毎年2園の指定管理料として払っていつているわけですよ。中身については委員会でしたので省略しますが、要は私たちはこのサービスの多様化が実現できたのか、職員の待遇改善が図られたのかという点で、そうは至っていないのではないかとということで指定管理に反対して、元の直営に戻すべきだという考えをこの10年間言ってきたわけです。

それにこの10年間で非常に長い10年間ですから、私は今回、本来であればつくし、さくらに今後10年間なり指定管理させるときに、この10年間でどうであったのかというこの総括する時間をもう少し持たないといけなかったのではないかなというふうに考えているわけですよ。それで何が問題で、仮に賛成する議員も含めて、今後どのようなことに注意して指定管理でやっていくべきかというやっぱり課題もあると思うんですよ。そこを反対する者も一緒にもっと出

すべきだったんちゃうかなというふうに今、ちょっと思っているところです。

なぜならば、荊尾議員が言われたように、平成24年に開始したときもこの賛否両論起こったわけですよ。その中で上げられたサービスの多様性、多様なサービスというのは長時間保育だけではなくて、あの当時全部できてなかったのかな、土曜日の保育の問題とか、休日保育の問題ほか、一時預かりの問題とか様々な要求があって、それが公立の保育所ですれば、何が支障になってるかということと人件費だったんですよ。一時保育するにしろ、長時間保育するにしろ、保育士を充てようと思えば、保育士がいないことと、保育士を町の職員として採用することになかなか至らなかった。これは町側とすれば、みんな口をそろえて保育士の採用に応募してくれる方がいらっしゃらなかったというんですけども、今になって分かるのはケア労働の圧倒的な賃金の低さで、資格を持ってもあまりの重労働で保育士になっても辞めようかという人も出てきてるとい背景にあるわけですよ。これは南部町だけの課題ではなくて、全国的な課題になって今、抜本的なケア労働の賃金の引上げで、保育士の引上げを言っているというのが現状だと思うんですね。これは南部町だけでのせいではないということは十分承知しているわけですよ。

しかし、同じような状況の中でも、ほな、近隣の米子市は福祉会つくったとこちょっと置いて、同等の規模の町で半分をこのような理由で指定管理にしたとこあるかという問題ですよ。どこも耐えながら頑張っているんですよ。なぜかということ、保育の責任は町にあるということで、町が責任持とうということ、四苦八苦しなながらやっている。この間に会計年度任用職員制度ができて少しは非常勤の職員の待遇改善になってきたという現状があると思うんです。何よりも南部町がその時点で指定管理を選んだということは、これは賛否両論あるかもしれませんが、当時、保育とか、介護とか、福祉の事業で、お金目当てでするようなものを、いわゆる福祉法人といえども民間に出すということは、民間も事業を行っていかないといけないから、そこでの収益が必要になってくるわけですよ。

御存じのように今の伯耆の国を見ても、前年、令和2年度の決算で約1,000万近くのお金を残して九百何万を次に繰り越そうとしている。それで、特別利益等引いたら974万の次期繰越しが出てくるわけですよ。そうなるんですよ。これが公立の保育園であればそのようなことなく事務手続等を町の職員が行って、一番大きな人件費に投入していくことができるわけですよ。今の伯耆の国で見れば、令和2年度見る限り974万3,087円の次期繰越分が出てくるということは、ここで何人分の保育士が雇えるのか、何人分の給料上げることができるのか、こういう観点で見たときに、果たして指定管理で民間に出すことが保育園としてふさわしいのかということを考えないといけないのではないかと思うんですよ。

大きな市のように福祉会のはつくらなければ、圧倒的に少ない、国がお金出さない、基準単価で来て、人件費の上がっていくことを見てくれない中での福祉法人の在り方というのは、私はもしかしたらあり得るかもしれないと、いいとは思いませんけどね。しかし、このような町の4園を守っていくことについて、一体どれだけの職員がおれば、保育士がおれば公立で成り立つのか。その分から見ても民間にした場合どうなのかということ考えた場合、やはりこれを出して、私はその辺、あの時点で1億ぐらいの差があるのかなと思ったんですけども、そのお金を超過負担として投入することによって公立を維持することのほうが、はるかに町の責任と、今でいうケア労働をなくすための町の責任が果たしてこれたではないかというふうに思うわけなんですよ。

そういうことから見れば、荊尾議員がおっしゃったあの当時の非常勤職員ですよ、役場の中も一緒。5年で辞めないといけない。これって本当は精密に労働基準法でいえば違反なことですよ。であれば、本来、貧困や待遇改善を求める公務の立場からいけば、そういうのを持ち込ませないような努力が必要であって、その当時、指定管理を選んだというのは、全体的な公務員採用することから考えたら、はるかに人件費が低いほうを選んだということになるわけですよ。これが市場原理に保育園を開放したということになるのではないのでしょうか。そこでは事務費の何%負担もある。役場ですれば町職員が負担すればいいことですよ。そういう、これがいいかどうかということ判断するのが指定管理のことで、それをしっかりやれというのは議長がおっしゃったと思うので言ってること。だから指定管理はこういう内容があるということ言ってるわけですよ。

平成29年、保育士の大量退職が起きました。これは鳥取県だけではなくて、全国でも注目された内容でもあったわけです。小さな町の2つの保育園を民営化して、その中で大量退職が起こった。町は必死に給料が原因ではないと言いましたが、解決させたのは約10%近い給料の引き上げだったんですよ。これができたというので、町で審議してできたというのは、公設民営だからできたわけですよ。これが民営になったらもうちょっと難しい内容になったのではないかというふうに思ってるわけですよ。そういう意味でいえば、今回、全国的に女性労働についての賃金の低さも言われている、ケア労働の賃金の低さも言われていることを考えたら、対極的な立場に立てば、私は大変ですけども、これを今回指定管理でなくて、今年、今回せえと言って無理かも分かりませんが、直営に戻す努力というのはすべきことだというふうに考えるわけです。

多様なサービスでいえば、長時間保育をしたとありますが、朝の30分、夕方の30分は、なるほど、公設民営の保育園でやっているわけですよ。しかし、ゼロ歳児保育、一時預かりは公立でやっているわけですよ。何よりも、それでいろんな多様なサービスができるかといえ、そ

の当時、初めて保育事業に手がける伯耆の国としては手探り状態でやってきたので、多様なサービスをできるという条件は、報酬、ないし給料が低いからできたと、このように見るのが妥当やというふうに考えています。そうでなければ人員が配置できないからです。分かったことやないですか。（発言する者あり）

それと、今後、確かに、そしたら休日保育とか多様なサービスをするというのが、それができていくのかという問題です。期待に応えていくためにはかなり町からの公費も投入せんといけんわけです。今回、10年間の伯耆の国の財政出動見たら、年間約200万ずつぐらい上がっている。これは全て人件費の分になってくるわけですよ。当然だと思っんですよ。

次の民設民営の話になりますけれども、こういうことで考えたら人員確保や待遇改善のためには、私は公設公営に戻すべきだということを指摘して反対討論とします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） この議案については賛成の立場から討論させていただきます。

今、賛成討論で荊尾議員が言われましたのが全てでございます。平成24年につくし、さくらが、両園が公設民営で伯耆の国に指定管理されました。あの原因は荊尾議員が言われたとおりございまして、非常勤職員、臨時職員の方が町の条例ですとおれない。ならば、正職で民間のほうに移管して、ずっとその保育資格を生かして、ずっと安定して働かれるということが始まったことでして、それは今、真壁議員が言われましたように、公立保育園になれば一応公務員でございますので身分保障はされておりますが、そこに大きな難関がございまして、保育資格を持ってても、公務員の資格が、両方取らないけんという大きなハードルがございまして、それがなくなったということで恐らく南部町だけか、ほかにもあるんじゃないかと思っておりますが、公立と公設民営でやってるところはあんまりないんじゃないかなと思っておられまして、真壁議員は全部公立に戻せと言われましたが、サービスの多様化、そんなのも、また、保育の、児童福祉法は町が責任持たないけませんので、それがきちっとすれば別に今後も、今の公立のも民設民営、公設民営にしても中身がきちっとしてれば問題ないと思います。国のほうも確かに介護職員、保育職員に対して待遇が悪いということで、今、国のほうも問題になっておりますが、これはそれなりに今後国とも対応されると思います。

今後、南部町も今後の保育の全体を考えれば、本当に今のまんまでいいのか考える時期が来てんじゃないかなと思っております。町として保育の質、また、子供の責任を町が必ずこういうことで担保するということが確約されれば、別に民設民営、民間、公設民営でも私はいいと思いま

す。このようにして多様なことができる。

今回、社会福祉法人伯耆の国に出しまして、人件費の問題が一番問題でしたが、委員会でお聞きしましたら400万ぐらいもらっておられるようでして、400万ぐらいもらったら普通でもいいんじゃないかなと思うぐらい伯耆の国も頑張っておられます。そういうことで、この指定管理については町の意向を酌んでよう頑張っておられるんじゃないかということを感じまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について（つくし保育園）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。（「議長、ちょっと休憩してください」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午前10時08分休憩

午前10時09分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

日程第15 議案第97号

○議長（景山 浩君） 日程第15、議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について（さくら保育園）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について（さくら保育園）でございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対者の御意見でございますが、職員の待遇改善、サービス多様化ができているとは思えない。公設公営に戻すことを含めて反対する。

賛成者の御意見でございますが、公設公営に戻せと言われれば、また職員が非常勤に戻らなけ

ればいけないことになり、公設公営となると公務員になるわけで、それが大きな原因であり、民間であれば保育士資格を取れば正職員になれる。多様性、いろんなこともできていると思うので賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について（さくら保育園）、反対の立場から討論させていただきます。

先ほども述べましたが、つくし保育園のときでも述べましたが、内容的には同じです。当時、非常勤の職員であった方が伯耆の国の正社員になれるので待遇が改善されること、それから民間活力の導入で保育園のサービスが多様化する、この2点が大きな議論されて、最終的には公設公営から公設民営にして、そして指定管理に出したということです。

この分について先ほど荊尾議員が待遇改善のところをよくになっているというふうに言われましたけれども、その後、真壁議員のほうから大量に一度10人辞められたということが出た、このことを指摘して私は反対討論としようと思ってたんですけども、もう話が先に出ましたのもう一点付け加えたいと思います。指定管理に出すに当たって、保育園といった公設の施設、特にこの利益を上げるようなものではない、こういったものを指定管理にそもそも出すことが間違いだということをお指摘しておきます。

それと、もう一点、先ほど荊尾議員が言われました非常勤の職員が5年間過ぎると辞めなければならないというこの制度そのものが間違いであるということをお指摘しておきます。

それと、話がずれて申し訳ないんですけども、現在、会計年度任用職員という制度に変わりました。今、2年目です。会計年度任用職員については1年契約であり、さらにこれ待遇が悪くなったというふうに考えるところもあります。また、あと民間で勤めておけば、非常勤であった場合5年とか3年とかで正社員にしなければならないというところが現在あります。このことを含めた上で、現在、非常勤の方、それから会計年度任用職員の方、こういった方の待遇がよくなっていないのではないか、このことも指摘して反対の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。議案第97号、公の施設の指定管理ですが、さくら保育園を社会福祉法人伯耆の国に指定管理に出すことに賛成をします。

大きな賛成理由は、先ほどつくし保育園のときに述べたとおりでございます。基本的に指定管理料で黒字を出すということは、町との契約の中でそれはできないことだというふうに私は認識をしておりましたので、先ほど真壁議員の討論の中で黒字ということが出てきて、ちょっとどこ部分なのかなと。私の考えは指定管理で黒字が出るということはないと思っております。人件費も町から指定管理料でもらって、基本余ったらその分は町に返すと、そういうシステムで動いていると思っております。なので、伯耆の国が保育事業で利益を上げてるということにちょっと、またそれはちょっと違う部分ではないかなというふうに、もちろん決算書を見て真壁議員も言っておられますので、そこは指定管理とはまた違う部分ではないかなというのが私の意見でございます。

それから、法律が悪いって加藤議員言われるけど、それは当時の中で、そういうことで町の条例として動いたものに従ってやらざるを得なかったことですので、どうかなと思って、やむを得んというか、そこにちゃんと町は従ってそういう手段を取ったということですので、今、あの頃はどうだったということにはならないと思います。ただ、当時の条例からまた今、臨時的任用職員というふうに制度が変わってきておりますので、これについてはまたいいように、正しい方向に条例がありますので、それに従ってやっていますので、またそれは別な議論になると思います。

すみません、この議案97号について、さくら保育園ですが、社会福祉法人伯耆の国に指定管理に出していく。10年というのは、やはりそこで働く職員のことを思えば雇用ということがあって10年という契約になってきたというふうに聞いております。十分に社会福祉法人伯耆の国は保育をする資質があるというふうに考え、適正と考え、この議案に賛成します。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 荊尾議員が先ほど、指定管理の事業者は本来黒字を出すものではないという意見には、私は荊尾議員に全く賛成でして、この10年間そういう意味ではそれを指摘させてもらってきたというのが現状です。それで、本来黒字じゃないので黒字であるのがおかしいとおっしゃったら私の言うてんのが違うように聞こえますので、ちゃんとはっきりさせてくれたらいいと思うんです。私が何を基にして言ってるかということを行いますので、後日でも結構ですから、もしそれがそうであればそうじゃなかったよというところ後で言ってほしいと思います。

私は、令和2年度の保育園拠点区分事業活動計算書とって見ましたのは、指定管理で相手側が出した資料を全部出してくださいという、この指定管理申請書の中の一部に入っておりました令和2年度保育園拠点区分事業活動計算書という分で、伯耆の国全体の決算とは別なものです。そこに受託収益としてサービス事業費が1億7,928万2,178円。この受託事業というのはその他の事業も含めて全てこの金額しか入ってないわけです。あと、利益配分とかで2,000円とか入ってるんですけどね。この内容は、全てほとんど指定管理料と一緒に私が確認した場合、このサービス料2億7,900万というのは、町から出したお金と若干60万ぐらい違ってはいるんですよ、少ないんですね。それはどこ行ったかというのよく分らないんですけども、少ないことちょっと置いて、本当は議会に出してくる資料だから合わないといけないんですよ。伯耆の国に出す指定管理料が幾ら、伯耆の国出してきた指定管理料幾らって60万違ってはいるんですよ、令和2年度で。ちょっとそれ置いときましょう。

それで、費用見たら1億6,767万3,247円で、私が計算したのではなくて、その計算書で計算したら差が1,160万8,931円あるよという数字が出てはいるわけですよ。これをそのまま黒字といえんだろうなというので、もう一つページをめくってというか、もう一つ前に戻ったらそこで特別費用として幾らか引いて974万3,087円という数字があって、次期の繰越金額だと出ているわけですよ。

それで、なぜこれを見てはるかという、7年前だかの2017年の保育士の大量退職のときに一体人件費はどうなってるんだと、出した人件費何に使われとったのかって見たときに、当時、御存じですよ、2,000万以上の積立金があったんですよ。これをその後、2年後に返してもらったんですよ、伯耆の国から。きっと荊尾議員も御存じだと思うんですけども、本来もうかるはずがないのに何でためてるんですかということになって、それを課長も町長と相談して言ってくださって、お金が返ってきて、この予算の中で、町の予算の中で処分したという前例があるわけなんです。その当時から、伯耆の国については100%旧会見と西伯で出資した公益的な法人であること、それからほぼ全額が指定管理料として町の公費を充ててることから、中の給料費等についても詳細な説明を求めてきたところなんです。

もう一つは、町の監査が監査すべきだという点にも町長に同意してほしいということ何回も言ってきたわけですよ。そこで勤められた荊尾議員がよく分かるように、本来黒字になるべきでないところがこういうふうに出てきていることを考えたら、私たちから見たらですよ。その金を何で、どこから出てくるかという、見れば分かるように削るとこないんです、ほかに。人件費しかないわけですよ、それは。どこもそうですよね。そこで974万のお金が出るというのであれ

ばそれを人件費に回せばいいじゃないかというのがこちらの言ってることなんですよ。

そういうところから見たら、今回の伯耆の国に反対するもう一つは、町が100%つくったとはいいいながら、町の議会や住民から見た場合、非常に不透明な中身になっているということも指摘しておかないといけないと思うんですよ。そういう意味でいえば、今後、先ほど加藤議員も言ったように、本来もうけるところではないようなところを民間に出した場合には何で削るか、人件費で削るかしかないんですよ。そういうことが本当に適切なのかどうか。少なくとも民間が立ち上げたのではないんですから、そういうことをやめさせるような指導も含めて、それと町の監査がこの伯耆の国の監査をするというような本当は条件つけてでも賛成議員の方々には賛成してほしいなと思うわけです。

以上の立場から、10年間言い続けてきたことがなかなか改善されていないということも含めて、私はやはり見直すべきだし、元に戻すべきだということを指摘して反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 細田です。この件は賛成討論された荊尾議員が的を射ておりまして、荊尾議員の言うとおりでございますが、私も過去、その10年間のずっと振り返りましたら、不透明性があるって言われましたが、10年の指定管理料で最初これからここで交差して最後とんとんになるような話だったんですけど、それが不透明だということで二、三年前から単年度収支に変えたんじゃないかな。それで余った金一旦返してもらったですね。それである程度透明性が保たれたと思います。ましてや、これ委託先が社会福祉法人でありますので、利益誘導とか、利益するような団体ではございませんので、その点は私は町の指摘が入ればこれは改善される、できると思いますし、町が監査せって言われますが、社会福祉法人の監査は県の監査が入っております、私やち以上なすごい監査が入っております、監査指摘項目もホームページに載っております。町の監査ではああいうような指摘項目はなかなかできませんが、それ以上な県の監査が入っております、案外県の監査の社会福祉法人の監査って厳しいですよ。それを乗り越えてやっておられますし、今回の件も伯耆の国に指定管理する。

また、町立保育園にも一時預かりとか云々、ええとこがあると言われましたが、南部町のこれは資源だと思います。保護者さんが、私は公設公営のほうがこういうサービスがあっていいと、私は公設民営の多様な時間外とかあんなのができたからこっちがいいと、これは南部町の特徴だし、強いとこだ、子育てに強い町じゃないかなと私は思いまして、今回の保育園の指定管理、特に子育ても絡みますが、そういうことで多様な対応が南部町はできているということをもって賛

成といたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について（さくら保育園）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩を行います。再開を10時45分といたします。

午前10時24分休憩

午前10時45分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第16 議案第98号

○議長（景山 浩君） 日程第16、議案第98号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第98号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）でございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対者の御意見がございましたので、御披露申し上げます。収益を見込めない児童館のような施設を指定管理にすることは適当でない。文科省も指摘している。JOC Aへの指定管理をすることで多様性があるという説明であったが、公平性の問題、子供の人権の問題など、現状問題がない中で民間委託する必要がない。児童館活動、学童保育、障がい者デイケアの3つが上手にできているというが、児童館活動と学童保育がごちゃ混ぜになっているのではないかと思う。JOC Aのために仕事をつくっていることにほかならない。以上により反対する。

賛成者の御意見でございますが、指定管理にすることについては、前回、議会で条例の一部改正が可決されている。確かに自由来館の児童館で学童保育を行ったり、JOC Aが障がい者のデイケアも行っている。南部町でこれがうまくいけば先駆的なモデルとなる。面白い取組で子供の

頃からこういうことができれば全国に波及するのではないかと思い、賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 第98号の法勝寺児童館を指定管理することについて反対します。

法勝寺児童館の指定管理は、今回初めて出てきた内容です。来年度、令和4年から令和6年、3年間の指名指定でJ O C Aに指定すると、3年間の経費が3,238万5,000円という内容でした。これを令和2年度の決算、令和3年度まだ出ませんから見ると、今の館長、児童厚生員、パートさん1人と補助ですか、3人ですか。686万と館長の268万、これを見ただけでも九百何十万の人件費があるところが今度減ってくるのでしょうか、1年間で現在約1,258万3,124円のいわゆる運営費と人件費をかけているところが1年間は1,079万のできるので、若干費用としては下がってくるという説明でした。

費用が下がってくる説明は、いわゆる館長を置かなくても職員が兼務するのだという理由で、これまでは館長のけた金額686万だったのが、指定管理の計画ではこれ何人配置するかというところができなかったのも、もし賛成討論の方、分かったら教えてください。人件費が890万計上されていると。それで、町がしているときよりも職員の待遇は改善されるのではないかと、こういうお話だというふうに考えています。もし違ったら訂正してください。委員会でのそういう説明ではなかったかというふうに思っております。

お聞きしてきたところで率直に思ったのは、児童館というのは指定管理にふさわしくないと思いました。先ほどの、多様なサービスと行財政の効率化とおっしゃいますが、お金が入ってきよもないところを指定管理にしてどないするんかという問題を一番感じました。最もふさわしくないところではないのかなと思ったわけです。一つはそれですね。

2つ目の理由は、審査の意見の中にも出ていました。この中で行われている、いわゆる自由来館という呼び方している児童館活動としての児童館、その中の借りて学童保育をしているという役割。この施設を使って施設の使用料、利用料払って放課後デイケアをJ O C Aがしているという、こういう3つの柱から成っている児童館を、これまで学童保育は町からの委託でJ O C A、放課後デイケアは独自事業としてなされている、J O C Aがですね。児童館活動は町の職員がな

さっているんだけど、一本化したほうがいいとかいう意見も出ていたりとか、こういう話もあったわけです。ほな、一本化というのは一体何を一本化ということかということを、審議会の内容を読ませていただいたんですけども、児童館活動と特に学童保育の線引きが、十分に提案している方々がそのことをどう考えてるんかというところがつかめなかったわけです。

今の閉鎖的な、今、町がやっている児童館は閉鎖的なところで子供を囲っているような気がするんだけどそうじゃなくて、自分たちのこれまでの経験生かして地元の人との交流をやっていきたい。これは大いに結構なことかもしれませんが、そしたら本来の町がやってた児童館活動はどうであったのかということの町からの説明が要るのではないかなというふうに思ったところです。何が足りなくて、どういうところがどういう理由で足りなくて、今回J O C Aを指名指定したほうがよかったのかというところがすんとこないわけなんですよ、幾ら聞いてても、内容を読んでもですね。

児童館活動と学童保育はどうあるべきかというの、これはもう絶えず論議されてきたことで、近隣でいえば、日吉津村が施設を造るときに、自由来館の、子供たちの来る児童館活動と学童保育のどういう線引きをしていくのか、どういう役割と責任があるのかということを確認にした上で、当然そこで働く職員たちも周知の上で取り組んでいくわけですよ。

J O C Aが来ることによって、ごちゃ混ぜ、障がい者やいろんな方やるというの、それはなるほど、結構な私は一つの考え方だと思うし、いいことだというふうに思っていますが、事、とりわけ責任を持って進めていく側は、きちっと条例上も法律上もそこを押さえておかなければいけないのではないかなと思うのですが、J O C Aがやろうとしてるときには、自由来館の子供たちも、学童保育でお金を出してもらって預かる子供たちや放課後デイケアの障がい者たちも、同じように学べて、遊べてやっていくとこの効果で指定管理のほうが良いと、こういうふうに言うのですが、それは今でもできるやないですかと思ったわけですよ、どんどんやれば良いことであって。

やはりお金のないところを指定管理に出してどないすんのやというところが拭えないところから見たら、これまで働いとった職員をJ O C Aの職員にする、児童館長を辞めさせて、そういうところなくしてやっていくということになるわけですよ。そのやり方を見とったら、言い方はちょっと申し訳ないかもしれませんが、町長が以前言った、J O C Aが来たので仕事つくってやらんといけんと、そういう線上でしか説明できないじゃないかということをも痛切に感じたということです。結論は、この中での3つの中でも一番お金が入ってこない児童館活動をするところを指定管理にする必要はない。きちっと町が責任を持って管理をすること、これまでの指定管理の

在り方でもそれは教訓として言われているのではないかということを指摘して反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、埜田光雄君。

○議員（1 番 埜田 光雄君） 1 番、埜田です。議案第 9 8 号、南部町立法勝寺児童館の指定管理者指定についてですが、賛成の立場で討論させていただきます。

法勝寺児童館の管理等を J O C A 南部にしてもらいたいということです。放課後児童クラブや放課後デイ、自由来館と、今まで別々の事業だったのを 1 つの施設で行われるようになると思います。私も経験があることですが、自分の周りに様々な人が関わることがあまりなく、いざ関わろうというときには身構えてしまい、変な思い込みなどで戸惑ってしまうことがありました。子供の頃からそういった様々な人や考え方を持っている人がたくさんいて、知らず知らずのうちに考え、触れ合うことができるということは、その子供たちの経験値や、また、将来の選択肢の幅が広がるきっかけになると思います。それぞれの事業の趣旨は違うと思われるので、線引きはしっかりとしていただきたいですが、大人から子供まで一緒に遊んだり話をすることはとても大事なことだと思います。

J O C A 南部にはいろんな、様々な経験をされた人がいます。地域や国が違っていると遊びや考え方も違い、学ぶことも多いと思いますし、地域の方々と触れ合うことで、みんなで子供たちを守り、育てることがよりできると思います。地域の中で子供たちの元気な声や姿を見ると私達も元気になれるような気がしますので、そういった点からも法勝寺地域周辺の地域活性化にもつながると思います。そういったことで、J O C A 南部が指定管理者になると行政が行うよりサービスの向上が期待できると考え、賛成の討論といたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 9 8 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 7 議案第 9 9 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 7、議案第 9 9 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第100号

○議長（景山 浩君） 日程第18、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第101号

○議長（景山 浩君） 日程第19、議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）でございます。表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第102号

○議長（景山 浩君） 日程第20、議案第102号、公の施設の指定管理者の指定について

(南部町民おおくにコミュニティ運動施設)を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第102号、公の施設の指定管理者の指定について(南部町民おおくにコミュニティ運動施設)でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これより、議案第102号、公の施設の指定管理者の指定について(南部町民おおくにコミュニティ運動施設)を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第103号

○議長(景山 浩君) 日程第21、議案第103号、公の施設の指定管理者の指定について(南部町総合福祉センターしあわせ)を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第103号、公の施設の指定管理者の指定について(南部町総合福祉センターしあわせ)でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第103号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターしあわせ）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第104号

○議長（景山 浩君） 日程第22、議案第104号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第104号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第9号）でございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の御意見がございましたので、御披露申し上げます。必要な補正予算と思うが、反対する理由は、保育所のあり方検討委員会を立ち上げるということ。保育所の統合、定数削減、民間移管、この問題を公の場に出すこともなく進めている。これまで議会にも住民にも説明がない。このようなやり方には議会から苦言を呈すべきだ。あり方検討委員会の前に、この前に説明が必要である。

賛成の方の御意見でございますが、保育所あり方検討委員会については、町長の公約に基づいてやっていることだと思う。確かに議会への説明も必要であるので、保育所あり方検討委員会の会議後には議会への説明することも必要。一般会計予算には新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保など、必要な中身であるので賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第104号の今回、令和3年度の一般会計補正予算（第9号）に反対します。

反対する理由は、先ほど委員長が述べてくださったように、保育所のあり方検討事業として今回9万4,000円が計上されています。この点についてです。全体を審査しますから、あと大事な中身あると思うのですが、一括に対応を求められておりますのでこの件で反対することです。

提案理由の中で、この子供、保育所あり方検討事業を子ども・子育て会議及び行財政運営審議会の答申を受けて、保育所の今後の在り方を検討する委員会を立ち上げる、乳幼児期の子育てニーズに応じられるよう基本構想を作成する。中身を聞くと、用地の選定等、基本構想を策定したいと、2回ぐらいで開催していきたいと。この2回というのは2回で済むというのではなくて、令和3年度に行うのは2回ぐらいしかできないだろうということだという説明を聞いてきましたが、まずこういうあり方検討事業でこんな会議をするというときには、あり方検討委員会をどのようなメンバーでどんなふうで開催していくのか、どのようなことを求められているのかというところ、提案理由と事業内容と状況だけではなくて、要綱等の案をつくって議会に出してくるべきではないかというのが1点です。でなければ、どのような方々で話そうとしているのか、そのことが本当にニーズに応じられるような基本構想を作成するのにふさわしい方々が集まるのかという点も非常に重要ですから、そういう内容がはっきりしない段階でこれを立ち上げるので予算をつけてくれというには非常に無理があるのではないかというのが1点。

2点目は、何回も指摘しておりますように、これまで子ども・子育て会議で大事な統合と定数削減を決め、行財政運営審議会で民設民営の民間移管のことを決めて、この間の本会議の議員の一般質問の答弁で、それも催促をされて、あなたはどう思うのかと言ったら、町長はこのとおりやりたいと言う。何とも説明不足であり、無責任なやり方だと指摘しなければならないと思うんです。

少なくとも町長の公約といえども、それだけで進むわけではありません。法律に定められた子ども・子育て会議に何を求めて、その出てきた結果、町長がどう思うのかといえば、本会議で定数削減には意義があると言ってしまおう。私が子ども・子育て会議の責任者だったらどうなっているのかなと思ってしまいます。このような在り方で本当に子ども・子育て会議や行財政運営審議会の方々の意見が、住民からの圧倒的多数の意見で出てきた内容であるとか、町長も思っていないんじゃないかなというふうに思ってしまったわけです。一体何のために町長は子ども・子育て会議

や行財政運営審議会に出してるんだろう。

もし本当に公約を実現したいのであれば、子ども・子育て会議に諮る前に住民の選挙で選ばれた議会と、住民に対して自分の公約である保育園の統合について考えたいので子ども・子育て会議にかけたいと思う、任期についてはこれぐらいで考えてほしいということを出して保護者等にも説明すべきで、意見を聞いた上で取り組むべきだったのではないかと。

子ども・子育て会議で統合と定数削減が出てきたのであれば、町長は本会議で、一般質問で、自分は納得していないというような段階ではなくて、その時点で出てきたんだけど、この数字についてはこう思うが、どうだろうかということ論議すべきではなかったのでしょうか。そのことを踏まえた上で、統合、定数削減については、関係者や保護者、住民の圧倒的な理解が得られたと、その中で実はお金のこともあって民間移管がいいのではないかと考えているので、そのことを行財政審議会に聞きたいと、このことをなぜ議会や住民に言わないでやっていくのか。これを見たら住民を避けているとしか考えられません、議会も避けてるんですから。

それで次に出てきたのが、反省してると思いきや、保育所のあり方検討事業で、ここで統合、定数削減、民間移管の一字もなく、何を書いているかということ、それも明らかに書いてないわけですよ。今後の在り方を検討する。何を検討するんですか。ここで統合、定数削減、民間移管のことについてもいろいろ話し合うわけですか。そういうことも分からずに基本構想を作成するというこのやり方は、とてもじゃないけれども応じられるものではない。議会も話しておりますが、検討委員会に町が持っていき前に議会に説明しろ、このことを恐らく言うと思いますが、そういう話を進めざるを得ないという点です。

特に指摘したいのは、この間、子ども・子育て会議や行財政審議会でも町が説明してきて、中を見ても明らかに町が誘導しながら、統合と定数削減、民間移管に持っていったるわけですよ。そこで言えば、やっぱり町長が一般質問で一議員に答えたといっても、定数については、自分はたくさん定数を削減し過ぎると思う、この発言は非常に重いですよ。それを今後どうするのか、このまま進めていくのか、そのことをどこで協議するのか。これを例えばあり方検討委員会するのか、元に戻して子ども・子育て会議ですていくのか、それをどう住民に説明するのか、このことも説明してからでないといふあり方検討委員会開けるわけがない。

2つ目に、行財政審議会でも民間移管を決めたというので、議会では再三にわたって執行部の方に御協力いただきまして、地方交付税算入した分を出していただきました。それが先日行われたのですが、この時点で例えば建設費用では町費は地方交付税が全く分からないと。数字を出さないうちで議会に出してきた資料は、公共施設等適正管理推進事業債を使えば、民間に出し

た場合と町がこれを使って公設維持した場合、金額は600万円の差しかなかったという資料が町のほうから出てきたわけですよ。これは、この内容は、行財政審議会にかけてるんですか。もしかけてなければ行財政審議会の方、驚きますよ。なぜかという、議会が、町が説明してきたのは、こういう資料でもって、実はお金がなくこうだけれども、なかなかそういう金額分らないということを言ってきましたからね。

それと、600万の差ですけども、町の資料では公共施設等適正管理推進事業債で計算した600万の差よりはるかに町負担が少なくて済むのではないかというのは、合併特例債の使用ですよ。一番町費が、町の独自財源がかからないという合併特例債も試算すべきだったんじゃないですか。とすれば、もしかしたら皆さん方は、資料見たら民間より町があらゆる努力したほうが安くなる可能性が出てきたということですよ。そういうことを議会で出されるのはいいですけども、行財政審議会の資料見てもこういう資料出ていないんです、この間出された資料が。この討論、もしかしたら行財政審議会の方々が聞いていて、一体、町はダブルスタンダードを取ってるのではないかとされる可能性があると思いませんか。

それと、もう一つ指摘すれば、運営費の面でもそうですよ。10年間で10億円の差も出てくる、このことに驚いて、行財政審議会の方々は中身が変わらんだったら民間移管のほうがいいだろうと財政面で言ってるわけですよ。ところが、この10億円の中身を見たら1年間で1億円、この中には地方交付税が本来入ってくるのではないかという5,000万から7,000万のお金が入っていない。

もう一つは、見ても分かるように、先ほどの伯耆の国に出している人件費で分かるように、伯耆の国は200万の増を見ているわけですよ。言ってみれば10年間で2,000万ですよ。この金額をも算入されてない中で1億の差だということですよ。これはあまりにも、ほかの議員からも出ましたが、行財政審議会が民間移管への誘導してたのではないか、このように言われても仕方のない内容だったのではないのでしょうか。

私は、ここで求めたいことは、町の信用と議会での論議を踏まえて、行財政審議会には新たにこの分を出して、議会にはこのように説明して、こういう意見が出ているということを行財政審議会ぜひやっていただきたい。その上で町長がそれに対してどう考えるのか、このことをはっきりと議会と住民と保護者に説明すべきではないのでしょうか。このことをやらずにそれを棚上げにしてあり方検討委員会開いて、そのことをほごにして用地選定していく。中身を考えていっても、住民からの距離はますます離れるばかりだろうし、私たちは議会からこの内容を住民にお伝えしてまいります。

その中で、当然、町行政に対しての不満や保育行政についての不満も出てくるのではないのでしょうか。そういうことを、行政への信頼を保つためにもあり方検討委員会を開く前に子ども・子育て会議に例えば町長が出向いて定数についてどうなのかということをお話し合っていたきたい。行財政審議会には今日出した資料でもう一度審査し直してほしい。その結果、住民に対して統合、定数削減、民間移管についての町の考えを明らかにして住民の声を聴いて判断していただきたい。安易にその方向でいきたいとするのはあまりにも説明不足で無責任だということを指摘して、あり方検討委員会を持つことに反対し、この補正予算に反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤でございます。私は、議案第104号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第9号）に賛成いたします。

この補正予算は、がんばれふるさと寄付金事業、公共交通対策事業、心身障がい者医療費助成、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業など57事業にわたる歳入歳出それぞれ2億2,462万2,000円を追加する予算でありまして、住民生活に欠かすことのできない予算でございます。また、先ほど真壁議員が反対討論されました保育所のあり方検討事業についても私は賛成の立場から討論いたします。

この事業の前に、真壁議員が得々述べられましたけれども、最初にここまでに至った経過を簡単に整理したいと思います。第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりまして、南部町子ども・子育て会議で保育の現状と課題、保育園の今後の在り方が議論をされております。その中で、つくし保育園の立地上の課題、すなわち気候変動、大雨等による洪水に対する危険性、また、ハザードマップにおきましても危険地域に立地してありまして、洪水のときに避難場所が少し離れた農協の2階であるということです。

次に、すみれこども園を除くあとの3園の保育施設の老朽化、そして保育士不足、児童数の減少など様々な課題を検討する中で、つくし保育園は移転が必要であり、児童数の減少を考慮すれば統合も必要ではないか。統合するならば位置的につくし保育園とさくら保育園ではないか。統合した場合の定員は120名という方向が出されたところであります。ただ、これは子ども・子育て会議で120名ということは定員が出ておりますけれども、これは将来的に考え直せる機会は十分あると思っておりますので、何ら120名という数字に問題はないと私は考えております。

これを受けまして、町の執行部は行財政運営審議会に保育園の統合及び整備運営方法について諮問を行っております。行財政運営審議会では、民設民営の場合の保育の質に対する保護者の不

安に対して、保育の質の確保については公営、民営にかかわらず、厚生労働大臣告示の保育所保育指針、町の教育振興基本計画、町の幼児教育専門員の指導等により、公営と同じ保育水準が提供されること、また、認可保育所等の保育料は市町村が定めることから、公設公営でも民設民営でも同じであるということを確認したとっております。

また、町の負担財政につきましては、先ほど真壁議員のほうからありましたけれども、この行財政運営審議会の中では建設運営に関する数値シミュレーションを行った結果、民設民営のほうが町財政の負担が軽減されること、これは軽減される額は非常に少なくなった感もありますけれども、そうはいつでも軽減されること、また、民設民営の場合は保育園の運営に係る町の財政負担を明確にすることができる、保育士確保のため柔軟な対応ができる、公務職場ではこれなかなか、公務員の採用試験があってなかなか難しいものがありますけれども、これが柔軟な対応ができるということから、民設民営を目指すのが適当であるとの答申が行われたところでございます。

確かに議会へのいわゆる子ども・子育て会議、行財政運営審議会の途中経過にしても、こういう形で出しますということをするのも全て確かになかったとは私も思っております。それは執行部のほうに大いに反省していただきたいと思いますが、ただ、そうはいつでも子ども・子育て会議で決まりました。行財政運営審議会でも決まりました。これを受けてやはり町のほうはこのたびの補正予算にあります保育所あり方検討事業、これに取りかかっていたきたいと私は考えます。

保育所あり方検討事業は、子ども・子育て会議と行財政運営審議会の答申を受け、新園舎の基本構想を進めるに当たって、保護者、地域代表、学識経験者による検討委員会を立ち上げるものでございます。今までの経過をここで十分説明をしていただく必要は確かにあると思います。保護者、地域住民の声をしっかり聴いていただいて、事業進捗上、これは重要な事業でございますので、ぜひとも保護者、地域住民の理解が得られる取組をお願いいたします。以上、賛成討論いたします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第104号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第105号

○議長（景山 浩君） 日程第23、議案第105号、令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第105号、令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第105号、令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第106号

○議長（景山 浩君） 日程第24、議案第106号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第106号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第106号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第107号

○議長（景山 浩君） 日程第25、議案第107号、令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第107号、令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第107号、令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第108号

○議長（景山 浩君） 日程第26、議案第108号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第108号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第108号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第109号

○議長（景山 浩君） 日程第27、議案第109号、令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第109号、令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第109号、令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第110号

○議長（景山 浩君） 日程第28、議案第110号、令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第110号、令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第110号、令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第111号

○議長（景山 浩君） 日程第29、議案第111号、令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第111号、令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第111号、令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第112号

○議長（景山 浩君） 日程第30、議案第112号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第112号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についてでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第112号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第113号

○議長（景山 浩君） 日程第31、議案第113号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議案第113号について御説明いたします。南部町教育委員会委員の任命について。

南部町教育委員会委員について次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は南部町清水川、記載の番地。氏名は畠美枝子さん、生年月日等も記載の内容でございます。

お配りしてあります資料のとおり、再任をお願いするものでございます。これまでの経歴、そして

実績に基づきまして、ぜひとも御承認いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第113号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第113号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第32 議案第114号

○議長（景山 浩君） 日程第32、議案第114号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。そういたしますと、予算書（第10号）のほうで御説明を申し上げます。

議案第114号

令和3年度南部町一般会計補正予算（第10号）

令和3年度南部町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234,088千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,025,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年12月15日

提出 南部町長 陶山清孝

令和3年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

そういたしますと、3ページを御覧ください。第2表、繰越明許費でございます。10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、農地災害復旧事業（補助）から、2項の公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業（単独）まで、総額4億428万円の繰越しをお願いするものでございます。これにつきましては災害復旧事業における標準工期を担保するためのものがございます。

次に、4ページ、5ページをお願いします。このたびの補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や、燃料の高騰を受けている全世帯を対象に南部町ぬくもり燃料券1万円分を配布する事業、それと住民税非課税世帯等に対する臨時交付金10万円を支給する事業、子育て世帯への臨時特別給付金として今議会初日に議決いただきました対象児童1人につき5万円の給付に加え、新たにクーポンではなく現金で5万円を給付し、合計10万円を一括して給付するための経費をお願いするものでございます。

5ページの歳出から御説明をいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。1億5,372万5,000円増額し、5億4,400万4,000円といたします。これは南部町ぬくもり燃料券1万円分を配布する事業に要する経費4,099万6,000円と、住民税非課税世帯等に対する臨時交付金10万円を支給するための経費1億1,272万9,000円を計上しています。

同じく2項児童福祉費、3目児童手当は8,036万3,000円増額し、3億1,184万2,000円といたします。これにつきましては子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る経費となります。

4ページに戻りまして、歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金が3,837万1,000円増額の2億2,903万8,000円。これと合わせまして、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金262万5,000円増の8,360万円。これにつきましては歳出側のぬくもり燃料券に対して県の補助と、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

2目民生費国庫補助金は、1億9,309万2,000円増の3億1,588万2,000円といたします。これは歳出側の非課税世帯臨時特別給付金の事務費と事業費、また子育て世帯への臨時特別給付金の事業費と事務費を全額国が負担するものでございます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） あらかたのことは先日の全員協議会で聞きました。特に子育て世帯への臨時特別給付金事業、当初、今回の初日の臨時議会で議決し、短い中での国会の混乱もある中で町は決断して、早く子育て世帯に配布事業を進めたということについては敬意を表したいと思います。

そこでお聞きするんですけども、2点です。住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、それと子育て世帯への臨時特別給付金、いずれもですが、これは生活保護世帯も対象になっているのかというのが1点。

それと、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、福祉事務所のほうですが、支給日についてはいつなのかというのを私、ちょっと失念しておりますので教えてください。

それと、子育て支援課のほうの状況のところ、対象児童見込み1,540人分かりました。前回（先行給付）不足分63人、これをちょっと説明してください。以上です。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、渡邊悦郎君。

○福祉事務所長（渡邊 悦郎君） 福祉事務所長です。まず1点目ですけれども、生活保護も該当になるかということですから、生活保護の方も該当になります。

次に、支給日ということですから、今のところ2月を予定しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、児童手当の支給対象者が該当になりますので、生活保護世帯も該当になります。

それと、人数のことですけれども、当初、先行給付の5万円の算定をしたときに9月分の児童手当の支給の対象の児童が1,157人、それに国が参考としてつけておりました公務員の給付分を見込んで1.1を掛けるというのを利用して人数を出していたんですけども、住民登録しておられる子供さんの数を正確に把握をしましたところ、1,505人おられましたので、ちょっと計算の誤りがありましたので、このたび増額をお願いするものです。よろしくお願いたし

ます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 福祉事務所の関係になると思いますが、今回予算が出るんですけども、これが支給日が2月になるということについての理由は何ですか。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、渡邊悦郎君。

○福祉事務所長（渡邊 悦郎君） 福祉事務所長です。今現在、国会で話をされてるんですけども、この住民税非課税世帯には申請が必要になります。一応、プッシュ型ということになってるんですけども、住民税非課税世帯の方に申請書をこちらのほうから送らせていただきます。まず、そのプログラム作成のところ若干時間がかかるというふうに思っております。住民税の非課税世帯の書式が固まりましたら、福祉事務所のほうから該当者の方にまず申請書を送らせていただきますので、その申請書を確認してもらってこれでいいよということであれば、こちらのほうに送り返してもらうことになります。送り返してもらったことを確認させてもらっての支払いになりますので、恐らく2月の初め、早くても1月の終わりぐらいになるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 前回の説明ではプッシュ型だというふうにおっしゃってたので、そんなに時間かからへんのかなと思ったんですけども、先ほどの手続が必要だというのは、それはどこの市町村もそんなふうにいるということですか、それちょっと教えてください。プッシュ式だと時間かかるんじゃないかなと思ったんですよ、どこもそういうふうにしてるんですかということ教えてください。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、渡邊悦郎君。

○福祉事務所長（渡邊 悦郎君） 福祉事務所長です。今のところ国のほうからの話では、どの市町村もそのように行うようにというふうなことが一応示されている状況です。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 一つだけ教えてください。子育て世帯の臨時特別給付金事業の中で年収960万円以上の世帯はもらえないわけですが、どれぐらいの世帯があるのか分かってたら教えてください。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。9月分の給付の実績で申し上

げます。特例給付の世帯は10世帯、子供さんは20人です。現在のところ、その世帯に属する高校生に該当する年代の方が3人おられるということまで把握をしております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第114号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

議案第114号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をしたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時49分休憩

午後 1時01分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について（つくし保育園）の討論の発言の訂正の申出がありましたので、真壁議員の発言を許可いたします。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 真壁です。時間取ってもらって申し訳ございません。

議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について（つくし保育園）での反対討論の際に、つくし保育園とさくら保育園の伯耆の国の拠点施設の区分書の中で1,000万余りの黒字で出ており、九百何万の黒字が残っているというふうに表現いたしました。お金が残っているのは事実ですが、荊尾議員からも指摘があったようにこの件については平成30年度から実績で精算しており、次年度にそのお金が返ってくるということが事実です。私があたかも黒字でそのまま残っておかしいじゃないかと言ったことについては訂正しておわびをいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 日程第 3 3、発議案第 1 4 号、南部町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員会委員長、三鴨です。

.....
発議案第 1 4 号

南部町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 5 日 提出

提出者 南部町議会会議運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....
南部町議会会議規則の一部を改正する規則（案）

南部町議会会議規則（平成 1 6 年南部町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 8 9 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....
先ほどの条文を、新旧対照表をつけておりますので、これは御覧いただきたいと思えます。

それと、規則の条文は先ほど説明した、読み上げたとおりですが、少し説明を加えます。本町議会会議規則は、全国町村議会議長会が発出元である標準町村議会会議規則を準用し、定めています。

令和 3 年 2 月 1 2 日付で全国町村議会議長会より、この標準町村議会会議規則の一部改正の通

知があり、各町村議会において会議規則の改正と円滑な運用が求められているところです。

今回の改正は、1点目として、現行第2条1項中の事故との表記により、会議等に出席できない一切の場合を示していたものを、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由と明文化することで、議員活動と家庭支援との両立支援策に配慮した議会への欠席事由を整備するものです。特に出産については、母性保護の観点から産前・産後期間にも配慮した規定の整備としています。

2点目は、政府において、規制改革実施計画等に基づき行政手続における押印義務の廃止が検討されていることから、議会への請願手続について請願提出時に求められている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改め、請願者の利便性の向上を図る規定とするものです。

なお、施行期日ですが、公布日施行としております。よろしく御審議お願いします。以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第14号、南部町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第34 発議案第15号

○議長（景山 浩君） 日程第34、発議案第15号、日本のジェノサイド条約加盟と中国政府による新疆ウイグル族、チベット、内モンゴル等自治区への人権侵害に抗議することを求める意見書を議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員会委員長、三鴨義文です。

.....

発議案第15号

日本のジェノサイド条約加盟と中国政府による新疆ウイグル族、チベット、内モンゴル等自治区への人権侵害に抗議することを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年12月15日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文
南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

——別紙、意見書（案）を読み上げます。

.....

別紙

日本のジェノサイド条約加盟と中国政府による新疆ウイグル族、チベット、内モンゴル等自治区への人権侵害に抗議することを求める意見書（案）

英国放送協会は本年2月、新疆ウイグル自治区の収容施設での組織的な性暴力について報道し、世界中に大きな衝撃を与えた。

新疆ウイグル自治区については、かねてより中国政府によるウイグル族への強制労働や不妊手術等の報告が次々と挙げられており、アメリカのトランプ政権時のポンペオ国務長官は、中国政府が新疆ウイグル自治区で行っている行為をジェノサイド（民族大量虐殺）と認定し、バイデン政権に移行後の現在のプリンケン国務長官もこの見解を引き継ぎ、中国政府の人権弾圧や大量虐殺を非難している。また、イギリス議会下院は、新疆ウイグル自治区で「少数民族が人道に対する犯罪とジェノサイドに苦しんでいる」ことを認定し、イギリス政府に行動を求める決議を超党派の賛成で採択した。さらに、オランダやカナダの議会でも新疆ウイグル自治区の状況をジェノサイドと認定する動議が提出され可決されるなど、欧米各国でもこの問題を深刻に捉え非難の声を上げている。

こうした中国政府による民族弾圧は、152か国が批准するジェノサイド条約にも違反する行為であり、新疆ウイグル自治区だけにとどまらず、チベットや内モンゴル等自治区でも深刻な人権侵害が行われており、民族弾圧や文化の破壊、人命のみならず人権を侵害する行為に対しては、

断固として非難と抗議の声を世界中から上げていかなければならない。

このような状況の中、人権が大黒柱の南部町議会は、日本政府にジェノサイド条約への加盟を速やかに行うことを求めると共に、国会及び政府に対し、中国政府による新疆ウイグル自治区、チベット及び内モンゴル等自治区への人権侵害を直ちにやめるよう、世界中の国々と共に中国政府に対して嚴重に抗議するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官

.....
以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第15号、日本のジェノサイド条約加盟と中国政府による新疆ウイグル族、チベット、内モンゴル等自治区への人権侵害に抗議することを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第35 発議案第16号

○議長（景山 浩君） 日程第35、発議案第16号、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書を議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員会委員長、三鴨義文です。

.....
発議案第16号

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の
抜本的な改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年12月15日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....
——別紙を読み上げて提案といたします。

.....
別紙

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の
抜本的な改善を求める意見書（案）

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子ども
の命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで
日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどか
ら、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

岸田政権が分配戦略の柱に掲げる保育士などに、来年2月から3%程度（9,000円）の賃
上げを決定したが、貧しい保育士配置のなかで、わずかな賃上げでは処遇改善には程遠いと言わ
ざるを得ない。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚
い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。
2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.
7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されるが、小学生よりも幼い乳幼児が
長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は70年以上も
放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

1. 国は「保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇を、抜本的に改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、衆議院議長、参議院議長

.....
以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第16号、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（景山 浩君） 日程第36、発議案第17号、コロナ禍に乗じた憲法改悪ではなく、憲法の理念を生かす政治を求める意見書を議題といたします。

提出者である亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。

.....

発議案第17号

コロナ禍に乗じた憲法改悪ではなく、憲法の理念を生かす政治を
求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年12月15日 提出

提出者	南部町議会議員	亀 尾 共 三
同	同	真 壁 容 子
同	同	加 藤 学

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

——つけております別紙を朗読いたします。

.....

別紙

コロナ禍に乗じた憲法改悪ではなく、憲法の理念を生かす政治を
求める意見書（案）

安倍・菅政権を引き継いだ岸田首相は、中国や朝鮮を念頭に「敵基地攻撃能力の保有」をとらえ、歴代政権がかろうじて維持してきた防衛費の対GDP比1%以内の原則を放棄して2%を主張するなど、軍事同盟を強化し、「戦争する国」づくりを進め、アジアでの緊張を高めている。その障害になるのは憲法9条など日本国憲法の理念である。

先の総選挙で、国会で改憲発議に必要な議席を得た与党等改憲派は、9条に自衛隊を書き込むこと、緊急事態条項を創設することなどを内容とする自民党案をベースに、国会の憲法審査会での改憲案作りを急ごうとしている。選挙時の争点にもしないまま、いきなりの改憲策動に、国民の不安と不信の声は免れない。

今、立憲国としての政府が行うことは、憲法遵守の立場を堅持し、改正安保法制、特定秘密保護法、共謀罪法など違憲部分を廃止することであり、コロナ禍に乗じた憲法改悪ではない。平和憲法に基づいた、平和外交や、現行憲法に基づいた、民主主義、人権、環境、暮らしなどの向上を目指すべきである。

以上の点から下記の事項について取り組まれるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 安保法制、特定秘密保護法、共謀罪などの違憲部分を廃止し、コロナ禍に乗じた憲法改悪をしないこと。
2. 平和憲法の精神に基づき総合的な安全保障の手段を追求し、アジアにおける平和の創生のため、あらゆる外交努力を行うこと。
3. 憲法を生かし、平和と民主主義、人権、環境、医療、公衆衛生などの向上を実現すること。

令和3年12月15日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。先ほどの意見書について、二、三点質疑して提出者の意見を聞いてから討論に移りたいと思います。

まずは、最初に出てくるコロナ禍に乗じた憲法改悪ってなってますけど、憲法の改正については、このコロナの時期より前からずっと憲法改正については様々なところで話が出て、国会の中でも審議は野党の拒否で進んではいませんけれど、そういったような状況だと思うんですけど、コロナ禍に乗じたというのはどういったところを指して言うておられるのか、まず聞きたいと思います。

それと、文章の中で憲法9条に自衛隊を書き込むこと、共産党の皆さんは多分このことについてはいつも反対しておられますんで反対だと思うんですけど、この自衛隊の存在、存続についてどのように考えておられるのかということと、もう一つは、この同じ文書の中に緊急事態条項

を創設することにも反対を言っておられます。これは、内容的には緊急な事態、例えば東北大震災とかあったときとか、そういったときに自衛隊がすぐに動きやすく、そのときもなかなか自衛隊が救援に向かえなかったという事例も含めてあると思うんですけど、その点についてどういふふうにご検討されるのか確認をしておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） まず、コロナ禍に準じた憲法改悪の問題、以前から憲法のことは論議されていたということですが、今回新型コロナウイルス感染症拡大の中で出てきた内容が、都市の閉鎖、人が動かないようにするんだという問題と、それからコロナにかかった人にワクチンを全員打ってもらうんだといったような法律をつくったらどうかということが出てきたんですけども、これどちらも間違いなく個人の自由を奪うという法律であり、こういった法律をつくること自体、これが憲法から逸脱しているという点です。

それと、2番目の自衛隊の存続の問題ですが、共産党が考えている自衛隊に関しては、現在自衛隊というのはあまりにも規模が大きくなってます。例えば仮に憲法で自衛隊、あしたからやめますよといっても、そんなもんでできるわけない問題ですし、実際問題、現在台風とかそういった自然災害が起こった場合、自衛隊に協力してもらっていていろいろ援助してもらっているというのが、これが現状です。

今、共産党のほうで考えているのは、自衛隊のほうを廃止するよりもその先に、現在、日米安保条約、これを解消して日米平和条約、それと可能ならば日本は世界中どこの国とも安全条約を結ぶこと、このことを前提にして、それがなし得たならばそのときの内閣が自衛隊をこれからどうすべきかを検討した上で、自衛隊が武力として必要とないのならば自衛隊をやめればよい、こういう考え方です。

それと、もう一つ、3点目、何でしたっけ。（「緊急事態動議」と呼ぶ者あり）緊急事態動議、これも結局1番のコロナ禍のところと同じ感覚です。以上です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 今の私の質疑に対するものを出してもらったんですけど、最初のコロナのほうですけど、これは法律をつくるということであって憲法を改正するわけではなく、その憲法改正というのは、この文書の中にあるのは要するに戦争ができる国にするとか、そういった誰もそんなこと言っていないようなことをこの文書の中にあるんですけど、その辺についてこの流れ的なものがどうなのかということをお聞きしております。

それと、日米平和条約、自衛隊のこの存続に関して、世界との安全・平和条約が結べるなんて

ことが今の中国や北朝鮮との状況を加味しながら考えられるのでしょうか。その点についてはどういうふうに判断しておられますか。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） まず、1番目の問題ですけれども、憲法改悪にはならないのではないかということですが、憲法の中には個人の自由の尊重という部分があります。今回、新型コロナが原因で人間の行動を完全に奪ってしまうとか、こういった法律をつくるということ自体が憲法に違反している、そういうことです。

それと、先ほど中国とか北朝鮮の名前が出てきましたけれども、確かに全部の国に対して平和条約を結ぶというのは理想論かもしれませんが、共産党としては武力による解決というのは全く考えておりません。交渉と契約において解決するということを前提に置いていますので、理想論ではありますが、これを追求するのが本来の共産党としての考えである、こういうふうに述べておきます。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございます。

最後に、戦争するのではなくて、戦争を仕掛けられるときも出てくると思います。その辺について共産党としての考え方はどうなんですか。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） これに対しても平和外交を続けるという、それを前提にするというのが今のところ共産党の考えです。突然に何の前提もなく武力で攻撃を仕掛けてくる外国の国があるかという、それについてはちょっと考えられない。もしそういう事態になるとしたら、その前の段階で何らかの前提があってそういう事態が起こるんであって、その前の段階では交渉、外交、それがまだ可能ではないでしょうか。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） さあ、ここから意見が分かれるところでございます。反対賛同者を集めるため、しっかりと反対討論してまいります。

まずは、憲法改悪、ここの部分に軸を置いて討論していきますが、岸田総理は日本を取り巻く

安全保障環境が厳しさを増している、そのことに関しあらゆる選択肢を排除せず検討し、必要な防衛力を強化してと述べておられます。

さて、この意見書案にある憲法改悪とはどのようなことでしょうか。我が国の戦後の歴史は、無条件降伏という屈辱から始まっている。戦勝国であることをいいことに、アメリカによって押しつけられた憲法、この行為は占領中でもその国の憲法を尊重しなければならないと明記したハーグ条約に違反するものである。さらに、第9条は他国に侵略されても黙って言いなりになるとも言っているのだろうか。

1951年9月、サンフランシスコにおいて我が国は再び独立国として歩き出すこととなります。しかし、そのありさまは、強国に尻尾を振り、異議申立てもしない武力や恫喝で現状を変え、友好国に襲いかかろうとする中国や北朝鮮に対し見て見ぬふりをすれば、世界の国々は日本を見捨てるだろう。これが独立国なのかと多くの人が首をかしげているかもしれない。

あの日、日本の未来を憂いて海に散っていった多くの将星たちに何とおおびをすればいいだろう。21世紀は民主主義と共産主義との闘いである。平和を愛する国々が、資源のないにかかわらず助け合っていく未来こそ我が国が向かう国家像にふさわしいと思います。そんな未来に暗い影を落とす存在との闘いでもあります。

かつてヨーロッパの旅人は、東方見聞録の中で東の果てに4つの海に囲まれた夢のような国があると伝えております。今、75年の長い眠りから目覚めようとしている日本。私はこの新しい日本をジパングと呼びたい。そして、このジパングにふさわしい憲法は日本人がつくる、日本人のための日本国憲法でなければならないと考えております。よって、このような意見書は出すべきではない。どうか皆さん、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどのコロナ禍に乗じた憲法改悪ではなく、憲法の理念を生かす政治を求める意見書をぜひ御一緒に採択したいと考えています。

先ほどの白川議員の討論聞いておまして、そうか、今の憲法を変えようという人たちは、自分の憲法ではなく日本は独立国ではないというふうに思っている方々が憲法変えたほうが良いと言っている。今の日本国憲法のどこに日本は独立国ではないという規定があるのかというの私もよく分からないですね。どうして独立国といえないと言っているのかというのがよく分からない。

私たちの認識は、特に戦後、白川議員が言っているアメリカにもう負けちゃって尻尾振ってや

ってるという言い方を私たちはどのように言ってるかということ、そういう意味では、独立しているけれども、軍事的、政治的、経済的に半ば言っている、世界の大帝国主義者だと言われているアメリカに半ば占領という言葉は昔は使ったんですけども、そういう支配されている日本の在り方ということは、それは専門家等も言ってるんですよ。独立国とはいいいながら、都心に基地を持っている国がほかにあるのかという問題とか、外交見たら分かりますよね。歴代の自民党は、政権では何ら外交で、国会でも唯一の被爆国であると言われながら、核兵器の禁止条約にも顔色を見ながら反対をできないということですよ。核の傘に入っているのでアメリカの言うことを聞かないといけない、このこと尻尾振ってるというのはもしかしたら同じ気持ちかも分かりませんが、そういう状態がずっと続いてきて、そういう意味でいえば本当に独立国としての外交とかやってるのかという点では共通の認識があるんですよ。そのことが憲法変えないと独立国にならないかという話とは全く別問題で、今の日本国憲法があるがゆえにアメリカの独立国としていってるんだという根拠というのは唯一、戦争が終わった段階でアメリカが入ってつくられた憲法だということですよ。

その時点のことよく考えれば、戦争に負けた国が、本来成り立つときに連合軍が入ってきて立て直すと言ったわけですね。民主主義を回復するために入ってきたいわゆる解放軍ですよ、アメリカというのはね、歴史の中では。そうでしたよね。そのことの認識の違いがあるかもしれませんが、連合軍対言ってみたら日本、ドイツ、イタリア、これはもう言ってみれば侵略国ですよ。今、ジェノサイドと言いましたが、強烈なジェノサイドをやった国とも一緒に戦ったのが日本軍だったわけですよ。そこが全世界から包囲されて、言ってみたら解放としてアメリカが入ってきたわけですよ。その時点で日本に何ら権限があったかって、ない状態が続いたっていう事実だと思うんですよ。

そこで何したかということ、戦争に行った大土地所有制度や資本主義、いわゆる大きな事業家ですよ、これを解散させたことや、大地主を変えていった、家族制度を改めてきたという内容で、まさしく民主主義の国家をつくるための基盤を連合国側としてつくってきたという内容、大方としては性格だと思うんですよ。

そこでできた日本国憲法がどうだったか、中身でこれが独立国家としての憲法なのか、占領されたいわゆる屈辱的な憲法なのか、中身で勝負せんといけんと思うんですよ。その中のどこかにアメリカの占領された屈辱的な内容があると、憲法の中にあるのであれば、それは指摘して改めていかんといけないと思うんですが、私が、皆さんもそうだと思います、小学校、中学校、それから大学までいったらもう教育の中で真っ先に憲法学びますが、そういう憲法の中で侵略されて

いるところとしての条項とか、そういうことありましたか。ないんですよ。もしあったらそれ論議せんといけんと思いますかね。それは言ってみれば考え方の一つで、屈辱的な憲法だと理由もなしに言うところの誤差だと思ってるんですよ。

ちなみに先ほど白川議員がおっしゃった日本で300万を超す犠牲者、アジア全体では2,000万を超すとされていますよね。その海や山に散っていった方々の無念を思えばどうかということ、無念を思えばこそ、生き残った方々どう言ってるかということ、あの戦争の悲惨さを感じたからこそ二度と戦争してはいけないと言ってるわけですよね。そうですね、そこは一緒やと思うんです。

それで、その戦争世代の私たちの親、もしかしたら白川さんから見たらおじいちゃん、おばあちゃんになるかもしれないけれども、その方々の思いを引き継いでいくのが今の私たちの世代だと思うんですよ。そのときに、この私たちが生きていないときに、生まれていないときにできた憲法をどう見るか、これは私はそういう意味では日本人は真摯に向かわんといけんと思ってるんですよ。疑いある人も含めて、日本国憲法はどのような土台で生まれてきたのかですよね。一体日本国憲法によって日本の国の何が変わったのか、以前と。そこを見ていかんといけんと思うんですよ。

私は、もう一つ憲法の問題でいえば、白川議員が言った今、こう言いましたよね。民主主義か共産主義かの問題だと言いましたよね。民主主義というのは、これまで封建制度、江戸時代や明治時代は封建制度がこうやって開こうとしてるときに、ここでいわゆる大帝国主義の国づくりの法制化したわけですよね、でしたが。だってあの靖国神社とか、神社なんていうの昔からあったもんでもないのに、明治時代につくってきた大家族制度、そういうのもやってきたわけですよね。そういうことから見れば民主主義の対立する言葉は、そういう意味でいえば封建制度であったりするわけですよね。共産主義か民主主義だない、共産主義の対は今でいえば資本主義ですよ。共産主義というのは生産の社会手段のことを言っていますからね。

そういう意味でいえば、日本人の多くも社会主義か共産主義か、こういう選択の仕方は世界には通用しない。今、若い人たちが読んでいる斎藤幸平さんの本あるでしょう。そう、人新世の資本論というのがありますけども、そこでもよく見たら分かるように、今の若い世代の方々私たち以上に社会主義、共産主義とはどういうものなのかということを経済論から学んでいるんですよ。

そういうところで言えば、今、日本のあえて選択を混迷化させている、今度の今、求められてるのは民主主義か共産主義ではなくて、民主主義というのはこれまで体制が勝ち取ってきた人権の

問題でもあるわけですよ。弱い者に対する平等の問題、人権の問題、これをさらに発展、転化させていって次どのような時代つくるかということは、民主主義は決して後退させたらいけないという、これはどのような体制を持とうが共通した使命なんです。そこを変えてあたかも共産主義が、民主主義がなくなるって、これは事実に対しても歴史に対しても誤りであるということ言っておきたいと思うんですね。

そうではなくて、今、憲法を変えようと言っているのは何かということですよ。白川さんがおっしゃったんですけど、白川さん言うように今、憲法を変えないといけないという人は非常に少なく、選挙のときに何回か今回の争点、何かって大手の新聞や週刊誌したんですけども、憲法問題と上げたことは非常に少ないんですよ。何が多かったかってコロナ禍でした、コロナの対策してくれ。モリカケ問題で政府に対する不信が募ってきたやないかと暮らしの問題、経済の問題だったわけですよ。憲法というのは非常に低い、少なかったんですね。

ところが、今回の10月31日の選挙でした途端に何言い出したかといったら、憲法改正論議が起こってきたわけなんです。これは何なのかということですよ。後から次の方もいらっしゃると思いますが、どういう中身で進んでるかということ、自民党の案を基にしてすると言ってるんですよ。自民党4つ言ってますよね。そうですね。自衛隊書き込むこと、緊急事態条項を入れること、それから合区解消だ、もう一つは教育の無償化があるから教育問題を入れるんだ、こう言ってるんですね。どれからでもいいからかかりたいというふうに自民党はおっしゃっているんですけど、国民がそんな望んでいる声ってないんですよ。仮にあったとしたって、今、ほな、自衛隊を書き込むことによって何が違ってくるのかということですよ。

これまでに、この意見書にも書いてありますけれども、自衛隊書き込むことがどういうことになるか。最初言ったように、戦前から軍隊を持たずにとやってきましたけれども、警察予備隊が自衛隊の前身ですけども、自衛隊を持ったときにどう言ってるかといったら、あの自民党ですら、憲法改正しようというのが持論の自民党ですら自衛隊というのは専守防衛だと言ってきたんですよ。憲法9条に書いてある範囲内の自衛隊だといって軍隊とは言ってないんですよ。なぜかという、あなた方の先輩の自民党の人たちも憲法9条についてはそのままにして、いわゆる防衛のための軍備はあり得るのだという解釈でこれまで数十年間きたわけなんです。

ところが、今、憲法の危機だと言われているのが数年前のいわゆる集団的自衛権を入れた安保法制の私たちから見たら改悪ですよ、閣議決定して。安保法制と今まで何が違うかといったら、専守防衛を捨てたんですよ、ここで。アメリカないし同盟軍が戦争したら自分も出ていくというのをつくったということ。これ非常に大きいことで、この時点で今までの自民党の防衛だという

のが消えてしまったわけですね。

ところが、岸田政権、ハト派と言われてるんですけども、自分が総裁の、公約に何も言わないで次何してきたかといったら、高市早苗さんが言っとった敵基地攻撃能力って言い出したんですよ。白川議員はよく御存じのように、敵基地攻撃っていったらこれも防衛ではないですよ、ですが。敵基地攻撃というのは敵が攻撃してくるか分からないと思って攻撃することやから、これは防衛でも何でもないわけですよ。これに口を出してきたこと、せんといけんと言いついたこと。それで今まで軍事費と言ったら怒ったんですね、今までの議員は。防衛費といいましょうか、防衛費が対GDPで1%以内と言いついたのを、これもかなぐり捨てたんですよ。

今回の補正予算見ても分かりますよね。7,700億円ですよ。これこそコロナに乗じて軍備増強していつてるんですよ。それまでも特定秘密保護法、共謀罪、それから沖縄の問題でいえば土地利用法ですね。このようなことを考えたら、私たちは楽観的に見てても、今の政権が3分の2を占める改憲派できるときに、憲法改定を狙って国民投票してくるだろうというのは私たちも見えることなんですよ。そのときに、国民投票を十分な論議なしに行つてこれを変えてしまつたら、日本の国は憲法9条に自衛隊入れることによって海外で戦争できる国にお墨つき与えるどころか国の骨格まで変わつてくると、こういう内容になってくるのであり、次の議員も言うと思いますが、今の自民党の憲法を変える人の一番の狙いは憲法9条の中に自衛隊を書き込むことなんですよ。

これが何で悪いかあるのによつて言うけども、そういう意味でいえば、日本国憲法には、日本には警察とか消防隊ありますが、憲法にはそのようなこと書いていない。権力の問題をどうあるべきかということについては名前を決めて書いていないんですよ、国家権力についての暴力装置についていえばね。そこであえて自衛隊を入れるということは、軍隊を憲法に明確に位置づけるということになるからですよ。そういうことになれば海外に戦争行ける国になってしまうということは明白ではないでしょうか。なぜかってその地ならしをしてきているからです。

次に出てきますが、合区のためにすると言いますが、合区は憲法を変えなくてもできました。解消するとき何で憲法変えないといけないのか、これ明白ですよ。これは言い訳にすぎない。緊急事態条項もそうです。しなくても日本人の聡明な活動によつて、コロナのときも制約してきました、自分で。緊急事態条項をつくつて今しなければならぬ必要性というのは、戦争を前提にしたこと以外に考えられないというのが2点目です。教育の問題でいえば、義務教育はこれを無償とする、高校教育を無償化したければ、これを法律で義務教育を上げればいいことですよ。

問題なのは、憲法に保障されている国民の命や暮らしを守ることがないがしろにされてきた実

態があったり、憲法9条があるにもかかわらず、先輩の保守の方々が守ってきた専守防衛ではなくて海外で戦争する国にいった、このことに対して憲法の趣旨に沿った国に戻すということが今、一番求められていることではないでしょうか。それは白川議員とも一致すると思うんですよ。まずは戻して、今の憲法で見た場合の日本はどのようなやり方なのかということを確認して、その上で何が必要かということを考えていくのであって、憲法をないがしろにしてる方々が憲法を変えたほうが良いという理論は非常に眉唾物であるということ。

もう一つ付け加えて言えば、憲法を守らなくてはならない権力者や国会議員や政府、この方々が憲法を変えようという国自体がおかしい。そう思いませんか。そういう意味でいえば、歴史のことなんかを学びながら憲法どうなのかという勉強して、私は憲法の理念を生かす政治を求めるという立場で一致していけるのではないかと思うんですよ。ぜひとも賛成していただきたいと思っています。長くて失礼いたしました。

○議長（景山 浩君） 原案に反対者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。この発議案の第17号について反対の立場で討論をさせていただきます。

まずは、先ほどの加藤議員の質疑に対する回答、それから真壁議員の討論聞いてて思ったのは、私も自民党員でありますので、党員の一人として言わせていただきたいというふうに思います。

まずは、本当に今まで憲法改正なかった、それに乗った平和ぼけだなというふうにしか私には感じ取れない今までの討論であったと思います。なぜ、この憲法が戦後変えなくてもよかったかという、私、思いはやはり戦後の復興が日本の先輩方々が経済を立て直し、そして世界で第2位の繁栄までした経済大国にしてくださった、それが世界から認められ、憲法がそれについて守られてきたんだというふうに思います。憲法があったから今の日本があるわけではないというふうに思ってますので、まずはその辺を御理解いただきたいなというふうに思います。

まず、この憲法、先ほども言いましたよう、また、先ほど白川議員も言いました、75年間全く憲法というのは変わっていません。これは何かというと、先ほど言ったようなこともあります。これまでも全く憲法改正の審議がなかったわけではありません。何度となくあります。国会内で審議されながらも、一度も改正されることなく現在に至ってる、これは先ほど言ったような理由があるからこそ、世界も認めていながら日本にそういったことで入ってくることはなかったんだというふうに思っています。憲法というのは御存じだと思いますけど、日本国の最高法規であり、法律の上位に位置をしております。国家よりも弱い立場である国民を守るための構造が憲

法であるというふうに思っております。

先ほど真壁議員のほうから自民党が出しました憲法改正の4つの提案、4つの変えたいことということで出ております。これは安全保障に係る自衛隊の明記、9条に明記すること。

また、大地震や他国から攻撃があった場合の緊急事態の対応、これは先ほど質疑で言いました。もし憲法を変えなかったならば、それに対する対応のために何日間も要して結論を出し、それからやっと、はい、行きましょうということになる。そのときでは、緊急事態では遅いということが今まで何回か経験の中で多分出されたことだと思います。

それから、参議院の合区解消、これはやはり鳥取県に最低1人は参議院議員、先生がおられるのが当然であって、県民の声を届けることがなかなかできないというところから、このようなことを出しております。

それと、家庭の経済的状況に左右されない教育環境の充実、要するに高校までの、また大学までのある程度の無償化ということをおっしゃっております。やはり今の少子高齢化の中であって、子供たちの成長、そして教育を受ける環境というものを国が責任を持ってやっていくというところを憲法の中で条文として上げたかどうかという問題であります。

この4つの項目の中で先ほどもありましたけれど、第9条のところに1項と2項は残しながら9条の2というものを新しくつくって自衛隊を明記する。この新規で出ているのは、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため必要な自衛の措置を取ることを妨げず、そのための実力組織として自衛隊を保持する。

2番として、自衛隊の行動は法律の定めるところにより、国の承認、その他の統制に服するというので、自衛隊、今、約22万5,000人の自衛隊員おられるわけなんですけれど、その方々の地位をこれによって確立できる、国民のためにある程度尽くしていかなくちゃいけないというところを憲法で定めたいというところなんです。

それはなぜかという、現代の世界情勢、日本国から見ると近郊の中国や北朝鮮、またソ連の状況、皆さん方御存じだと思います。やはり国民の生命、財産を守り、平和な日本をこれからもいつまでも継続していくためにはこの憲法制定、改正が必要ではないかと思っております。

憲法の改正は、最終的には国民が決定をすることです。今、国会でなされているのはあくまでも審議です。この審議を丁寧に国民に説明をし、そして国民投票が行われる。憲法改正は国が決めるわけではありません。国民が決めるということが最終的な状況です。

最後に、大きく変化した国内外の環境に合わせ、憲法にもアップデート、更新をする必要があると思われ、この意見書に対する反対の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。発議者の一人として発言をいたします。ぜひ、この発議を採択していただきたい、その思いが強いところです。

さて、世界に日本の平和憲法は誇ってまいりました。しかし、今この時点では大変大きな試練に立たされていると言っても過言ではないと思います。広島、長崎の原爆に至る残虐な兵器によって5,000万人を超える人命をなくしました第二次世界大戦、この戦争で世界の人類は国際紛争のためであっても武力を使うことを選択肢にすべきでないという教訓を導き出しました。侵略戦争をし続けることでこの戦争に多大な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した第9条を含む憲法を制定し、こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。

しかし、憲法制定から半世紀以上を経た今、9条を中心に日本憲法を改定しようとする動きがかつてない規模と強さで台頭しようとしております。その意図は、日本はアメリカに従って戦争する国に変えることにあります。そのために集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力行使など、憲法上の拘束を實際上破ってきております。また、非核三原則や武器輸出の禁止など、重要施策をなきものにしようとしております。そして、子供たちを戦争する国に担おうとする者にするため、教育基本法も変えようとしております。これは日本国憲法を実現しようとしてきた武力によらない紛争解決を目指すのに至り方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものであります。私たちはこの転換を許すことはできません。

アメリカのイラク攻撃と占領の泥沼状態は、紛争の武力による解決がいかにか非現実のものであることを日に日に明らかにしたのではありませんか。1990年代以降の地域紛争の大国による軍事介入も戦争の有効な解決にはつながりませんでした。だからこそ東南アジアやヨーロッパ等では戦争を外交と話し合いによって解決するための地域的枠組みをつくる努力が強められております。東南アジア友好協力条約、そして、私たち日本共産党が唱えるのは東北アジア友好条約、いわゆる中国、朝鮮、そして含めてそういう平和の状況をつくろうではありませんかということを提案しているわけです。

地域的枠組みをつくる努力が強めてる、このことであります。20世紀の教訓を踏まえ、21世紀の進路が問われている今、改めて憲法9条を外交の基本にすることの大切さがはっきりしてきます。相手国が歓迎しない自衛隊の派兵を、国際貢献などという思い上がりではありませんか。憲法9条に基づきアジアをはじめとする諸国民との友好協力関係を発展させ、アメリカとの軍事同盟だけで優先するのではなく、外交を転換し、世界の歴史の流れに自主性を発揮して現実的に

関わっていくことが求められておるではありませんか。憲法9条を持つ国だからこそ相手国の立場を尊重し、平和的外交と経済、文化、科学技術などの面から協力ができるのです。私たちは平和を求める世界の市民と手をつなぐために、改めて憲法9条を激動する世界に輝かせたいと考えます。そのためには、この国の主権者である国民一人一人が9条を持つ日本国憲法を自分のものと自覚し、日々行使していくことが重要ではないでしょうか。それは国の未来の在り方に対する主権者の責任です。日本と世界の平和な未来のために日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、改憲の企てをやめさせるために一人一人ができる努力を今すぐ始めることを呼びかけます。

さて、付け加えますが、この一画の中で私は恐らく一番の年長だと思います。私は1942年、真珠湾攻撃を日本が企てました12月の戦争、5か月後に私は生まれました。そして、1949年に小学校へ入学しました。非常に物不足の大変な時代でした。ランドセルを背負うようなことはできませんでした。風呂敷に包んで抱えて学校へ行く、そして紙は今のちり紙のちょっと厚いようなもの、そして消しゴムというと靴底の軟らかいようなものでした。当然誤った字を書いてそれ消そうとしても紙が破れますから指に唾をつけてこうしてこすって消しました。鉛筆といえど芯はぼきぼき折れる、削ろうと思えば変なところがぼんと飛んでしまう、このような状況の中でした。これがいわゆる戦争での軍が全部徴用して本当に国民には不便をもたらす、これが戦争であります。皆さん、日本は外国から攻められたことは本によりますと蒙古襲来、それだけあります。あとは、戦争は日本が吹っかけてるではありませんか。今このような中で、平和憲法をないがしろにして自衛隊を書き込んで、軍隊をつくって軍事力の予算を6兆円もつくるような国、まさに異常ではありませんか。皆さん、今生きている私でもそうですが、これからの日本を背負っていく、歴史をつくっていく子供、そして生まれてくる子供たち、この子供たちに平和憲法をずっと続けるように頑張ろうではありませんか。今回の発議案をぜひ採択していくことを呼びかけて私の話を終わります。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第17号、コロナ禍に乗じた憲法改悪ではなく、憲法の理念を生かす政治を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、否決されました。

○議長（景山 浩君） 日程第 37、発議案第 18 号、放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を
求める意見書を議題といたします。

提出者である加藤学君から趣旨説明を求めます。

加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 2 番、加藤学です。

.....
発議案第 18 号

放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出
する。

令和 3 年 12 月 15 日 提出

提出者	南部町議会議員	加 藤	学
同	同	亀 尾	共 三
同	同	真 壁	容 子

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....
別紙

放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書（案）

2011 年 3 月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせると 1 万 8 0 0 0 人を
超える未曾有の大災害となり、この震災の中で起こった東京電力福島第一原発事故では、炉心溶
融・爆発などが発生し、多くの放射性物質が大気・海洋・土壤に放出された。この事故の影響に
より、周辺地域では、事故発生から 10 年以上を経てなお、多くの方々が避難生活を余儀なくさ
れている。

原発には、このような重大事故の危険性だけでなく、高レベル放射性廃棄物に分類される使用
済み核燃料の問題もある。福島第一原発においても原子炉わきのプールに存在していた大量の使
用済み核燃料は被害を拡大させるリスクが高く大きな脅威となっていた。また、全国の原発から
出ている高レベル放射性廃棄物の最終的な処分地や処分方法は未定のままである。

処分方法の案である地層処分では、放射性廃棄物のガラス固化体は、人が近づけば 20 秒で死
亡するという非常に危険なものであり、元のウラン鉱石と同じレベルまで放射能が低減するの
には 10 万年もの歳月が必要となる。ガラス固化体は鋼鉄製の容器などで覆われ岩盤の中に埋めら

れる予定だが、容器の耐用年数を超えると放射性物質が内部から漏れ出す可能性は高い。その耐用年数は10万年には遠く及ばない。漏れ出した放射性物質が地下水によって運ばれ、汚染が拡大する危険性は高く、地下水の流れは大きな地震による活断層のずれで変動する。数百メートルの深さで地層処分をおこなったとしても、地下670キロメートルまで震源が分布する日本では安全は担保されない。未来の人類に押し付けられる核のゴミが、安全なふるさとを奪うということになる。

原子力発電を継続する限り、重大事故の危険性は残り、放射性廃棄物は増加を続け、最終処分をめぐる問題も解決の困難さを増大させ続ける。早急に原発ゼロを実現し、エネルギー政策の転換を進めることが望まれる。よって政府に対し、下記事項について要望する。

記

1. 現在停止している国内すべての原子炉を再稼働させない。また新規稼働もさせない。
2. 「エネルギー基本計画」に原子力発電所ゼロを明記する。
3. 原子力から再生可能な自然エネルギーへとエネルギー源を転換していく。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書につきまして、反対する立場で討論を行います。

国が明確に原発を廃止すると決めてしまうと原子力に関する研究の意欲が大いに損なわれ、例

えば大学の研究室に学生が集まらなくなったり、またそのために外国に優秀な技術者が流出します。原発関連の仕事の人気も落ち、給料が上がっても来なくなる。また、原発関連事業に従事している方も一説には数十万人と言われてますが、雇用の問題もごさいます。

しかし、もしそういうことになると日本は物すごく困ると思います。なぜなら、廃炉とか放射性廃棄物の処理の技術がまだ確立されていないからです。原発は停止してからも数十年単位で廃炉を進める必要があります、まだまだ対応の技術開発と対応の入手が長期にわたって、これこそ世代を越えての必要になると思います。電気の使用量が既に原子力発電を前提とした量になってしまっているからです。

もともと地球温暖化に着目し、CO₂を削減し、地球温暖化を食い止めろと言い出したのは原子力発電を推進している者でした。当時、原子力発電所はクリーンで地球温暖化の防止も切り札でした。そして、家庭の暖房もお風呂もキッチンもCO₂を排出しないエコな電気にどんどん切り替わっています。日本は大量に電気を消費する社会への移行がどんどん進んでいます。これはCO₂削減として行動していることに間違いはないと思います。家庭だけではない、工場でも熱源として重油やガスを使用し、大量の蒸気をつくって利用していますが、こちらもどんどん電気に切り替わっております。

かなり切替えが進んできた頃にロシアのチェルノブイリ、あるいは福島原発の事故ということでございますが、地球温暖化、CO₂削減の話は止まりませんが、原発問題には急ブレーキがかかりました。しかし、走り始めた地球温暖化、CO₂削減は、このままでは既に原子力なしでは前に進めることはできないところまで来ております。再生エネルギーを進めれば多少補助にはなりますが、原子力の代替には到底至らないというのが私の考えです。

原子力をやめるには、まず電気の使用量を身近なところから減らすこと、まずは家の暖房をまきストーブにします。まきは再生可能エネルギー、料理もお風呂もまきもつくって再生可能エネルギーへ転換、こんなことを言っても現実的にはできないと思います。もし本当に日本中が大量のまきを使用することになったら木が不足してしまい、本末転倒になると思います。原子力発電に代わる本当にエコな発電が開発されるまでの間、恐る恐る原子力発電を最低限使用してみんな電気の使用量を少しずつ減らす、こんな努力が本気で行われると原子力発電をがんがん使うしなくなってしまうという、残念ながら今のところ原子力の恐怖と温暖化の恐怖の二者択一しか残されていないように思います。そのような状況で原子力発電と共存共栄しながら一日でも早く第3の選択肢を開発するべきであると私は思っています。

ですから、先ほどもありました原子力発電の停止という意見書というものはありませんけれども、

理想論ではありますけれども、現状としては今の、難しいのではないかとということで、私はこの意見書については反対をするものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。先ほど仲田議員の発言では、原子力発電をやめるのは理想論ではないか、現実問題難しいのではないかと結論に至ったのではないかと思います。

今回、発議案、これは主に2点です。1点目は、原子力発電所を再起動させないこと、そしてその結果としてエネルギー基本計画にそのことを明記すること。それで2つ目は、再生可能な自然エネルギーへ転換を図ること。この2点が一番大きな内容になってます。

東日本大震災が起こり、福島第一原発の跡、あれは町議会全員で視察研修ということで全員で見に行きました。あいにくお一人いなかったと思いますけれども、その結果、福島第一原発跡地から半径5キロないし10キロ、確かに離れたところでは復興は進んでいましたけれども、ところが、現地の原発、特に半径5キロとか10キロのところにおいては入ることもできない。さらには、復興は確かに進んでいる、外見から見ると普通の町が並んでいるけれども、実際のところ話を聞くと30%の人しか住んでいない、町外に流出した人は戻ってきていない、これが原発事故が起こした一番大きな犯罪です。原発事故が起こった場合、とてつもないことが起こります。そしてこれが1点。

それと、2点目は、現在、原子力発電所を稼働させた限り、どうしても原発のごみというものが出てきます。このことについては先ほど仲田議員も言われましたとおり、処理の仕方が分かっておりません。全く手つかずの状態です。こういった状態の中で原発を続けるということは、どなたか言われましたけれども、トイレのない家を造るようなものだ。持っていき場がないのに稼働させていけばこれがたまるだけで、結局、この処分のしようがない。こういう状態の中では最終的には原発の稼働はやめるべきではないでしょうか。

それと、二酸化炭素の話もございました。二酸化炭素の中で排出量が一番大きいのは、今回、12月議会の中で鳥取県西部広域連合がやろうとしているごみ処理施設のことも取り上げましたけれども、一番大きく排出しているのは火力発電所です。これを日本は現在、新たに6基でしたか、造ろうとしています。これが一番大きな問題です。この二酸化炭素の排出の問題、本来では言う予定ではありませんでしたが、一言二酸化炭素排出の話が出たので言っておきます。

それと、あともう一つ、今回、今年の10月の22日に第6次エネルギー基本計画が閣議決定

されました。その中で、一番最初に概要としてうたっているのがこういうことです。今年には東日本大震災及び東京電力福島原発第一原子力発電所事故からちょうど10年の節目です。福島復興を着実に進めていくことに、いかなる事情よりも安全性を最優先とすること、エネルギー政策を進める上で大前提と考えています。こういうふうに概論ではうたってありますけれども、ところが、この中で安全性をどういうふうに担保するのかということが全くうたってありません。この中で出てくるのは、エネルギーの安定供給を第一として経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に環境への適用を図る。これよく出てきますけれども、新資本主義の中で出てくる経済優先、効率優先という問題です。この第6次エネルギー基本計画の中でうたっているのは、安全性というのをうたってますけれども、実際のところはエネルギーを効率的に提供するにはどうしたらいいか、このことがうたっただけです。

先ほど仲田議員のほうは原発をやめることが必要だろうけれども、現時点、現実の問題ではそれは難しい。またあと、電力の供給の問題としては節電をやらなければならないということがありましたけれども、現在、原発を全て停止した状態でも日本の電力はまだ足りているということを付け加えて賛成の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） 1番、埴田光雄です。今回、この放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書については、反対の立場で討論させていただきます。

現在、日本の発電量の割合は化石燃料による火力発電が75.7%、再生可能エネルギー発電は18.1%、原子力発電は6.2%との報告があります。この割合から見ると原子力発電を止めても大きな問題はないのではないかと思います。しかし、化石燃料による火力発電の内訳を見ると、石油が6.8%、石炭が31.8%、LNG、これは液化天然ガスのことですが、これが37.1%です。化石燃料は火力発電にて燃焼時に温室効果ガスを大量に排出いたします。パリ協定により世界でカーボンニュートラルに注目が集まり、日本も2030年度までに温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指すと発表されました。火力発電で多く使用されている石油、石炭はCO₂排出量が多く、2013年から化石燃料の発電、電力量は緩やかではございますが、低下してるようでございます。ここ近年注目されていますのは再生可能エネルギー発電ですが、現在18.1%とまだまだ整備を必要とされています。

先ほどからも出てはおりますが、やはりこの再生可能エネルギーの発電はどんどん伸ばさないといけないと私も思いますが、この整備には莫大なコストがかかり、近々にできることではない

というのが私の認識です。化石燃料でも石炭をやめるということは約半数をなくし、発電量も減ります。石油やLNGなどの購入コスト、こちらのほうもかなり高いと明記してありました。そうしますと、これらを主体とした燃料で発電を行うと電気料金の高騰、また、必要電力の不足が懸念されます。原子力規制委員会は福島第一原発の事故を踏まえ、新規制基準を作成し、より安全性を求めて運用を開始しています。

原子力発電は、安定的な燃料の供給と電気料金の安定、CO₂を排出しないなど、現在ではまだまだ必要だと思われまます。現在の発電設備等の数等では、早急な原発ゼロは私たちの生活に大きなダメージを与えかねないと考えています。また、現在、原子力産業下には約8万人を超える従事者が働いておられます。これも極端な話かもしれませんが、今、一斉に廃止ということになりますと8万人以上の失業者が生まれます。社会経済的にも大きなダメージとなります。そういった様々な問題があり、早急な原発ゼロは難しいと考え、意見書の提出には反対の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の意見書を採択していただきたいという立場での発言です。

この意見書を、これを発議するに至った経過は、鳥取県の平和の火りレー実行委員会でしたね。その方々がぜひとも採択してほしいと思って持ってこられたんですけども、議運に間に合わなかったの、文書扱いは、3月議会に送っても文書扱いになるものですから、私たちはいろんな立場がありますが、この内容は大事だろうということで、意見書として皆さんと御一緒に上げたいというところで提案をさせてもらってきたという経過があります。

話の中で、表題は放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書ですが、中身についてのが原子力やめたらそれに代わるエネルギーがあるのかということで、再生エネルギーの話にも及んでくることだと思っております。なぜ平和の火りレーの方々がこの時点でこのような意見書を出してほしいという、自治体をお願いしてきたかという経過の中には、10年前の福島の問題が起きたときに、多くの国民がやっぱり原発は怖いし、原発はなくさないといけないという立場に立って国もなるべくゼロのほうがいいと、こういうふうに言っていましたが、先ほど加藤議員が指摘、言われた、国が出したエネルギー基本計画の中でどのような内容が出てきたかという、今、塚田議員が言われた原子力での発電量というのは全体の発電量の6%ですよ、約6.何%にしかならないものを、2030年度までにはこの原子力の発電量を全体の22%まで引き上げるとい報告を出したからなんですよ。これ何を言ってるかということ、原発を再稼働ないしは新設し

て、今の4倍ないしは5倍の発電量つくっていくと言い出したものですから、いや、これは話が違うぞということで、いわゆる環境団体とかが、いや、それではいけないでしょということで出してきてるという経過があると思うんですよ。今は再稼働も含めて6%の発電しかしていない原子力発電で、加藤議員が言ったように電気の供給量が多かったときでも原発が再稼働、稼働ゼロのときでも成り立ったという問題も指摘されていました。

今回のこの問題でいえば、原発というのは最悪の環境破壊であるということで、いわゆる廃棄物の問題が言ってるということですよ。それで、仮に皆さんの中にも原発しか仕方がないといっても、ちょっと想像してみてくださいよ。老朽原発が多い中で、老朽原発が幾ら延命してもエネルギーを原子力に頼る限り、どっかで新設しないとイケないわけですよ。今の日本で、こんなに地震が起こってくるところで新しく設置するのにやすやすとできるところあるでしょうか。できないんですよ、もう実際。ということは、幾らあがいても今の原子力施策を続けることには将来性がないということは、これはもう誰でも分かることだし、政府も分かっていることだと思うんですよ。だから、その辺で40年までだったのを50年、60年に延命させたりとか様々な工夫してるんですけども、これは言ってみたら綱渡りですよ。どこでどんな事故が起きるか分からないというところにさらされているというのは、今の原子力の日本の状況ではないかと思うんですよ。

仲田議員や埴田さんがおっしゃるように、でも、今なくしたらほかに頼りがないじゃないかという話が出ましたけれども、これ政府の発表ですけど、一方、政府どう言ってるかといったら、日本の再生エネルギーの潜在量は日本が使っている電力需要の約5倍あるって、こういうふうに政府が言ってるんですよ。となれば、要は国家財政を出動して本気にこれに取り組むかどうかということになってくると思いませんか。

今、CO₂を減らすのに火力発電をなくそうということで、実際にはこれ無理だよって言うんですけども、私たちはCO₂だけのことを考えれば、いわゆるエネルギー消費を40%消費させることは、今までの石油危機のことを考えても日本でできるだろうということと、それから再エネの電力を40%から50%に持っていくことも可能だというふうに考えています。なぜならば、ドイツ、スペイン、イギリスなどがその時点に達そうとしてきているからですよ。本気でやればできるだろうということを考えたら、今、大事なことは、原子力を使わないと駄目だという結論に達するよりは、日本のあらゆる技術を駆使して再エネに爆発的な財政投入をしてやっていくことが必要なんではないかというふうに思うんですよ。

それで、先ほど読み上げてくれた経済的な効率の問題でいえば、電源コストは、これはもう皆

さん御存じのように原発が一番高つくということ分かったわけですね、原発、石炭、風力、太陽光。太陽光の約4倍以上のお金が原発にはかかるということ考えたら、経済効率性のこと考えても、環境問題考えても、何が何でも日本の英知を集めて再生エネルギーに、地方自治体の力借りながら取り組んでいくということになるのではないかと思うのですよ。

原子力発電をやめさせていくということについて言えば、皆さんも一致すると思うんです。もしかしたら、引っかかっているのは政府がそこに固執してるから反対することできないと思っているのではないかと思うんですけども、政府が替わったときにどのような反応するのかなというのも見たいなという気持ちも半分はあるのですが、何よりも国民のほうが福島原発を経験して感じていることではないでしょうか。平和の火リレーの方々がおっしゃっている放射性廃棄物から原子力発電の停止問題を論じていることには、私は全面的に賛成をして皆さんと御一緒に取り上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第18号、放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、否決されました。

日程第38 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第38、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報の各常任委員会及び議会改革調査、公立西伯病院調査、可燃ごみ処理広域化等影響調査の各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第8回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和3年第8回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後2時30分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和3年12月定例議会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月3日から本日までの13日間にわたり提案されました条例及び補正予算、また、10名の議員の一般質問と重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論に至りましたこと、議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

町長をはじめ、執行部におかれましては、施策執行に当たり議員各位からの意見、要望等を十分に反映されたものとなるよう、強く要望するものであります。

今期定例会におきましては、子育て世帯への臨時特別給付金、また、各世帯への燃料券の配布など、社会経済活動支援のための予算が可決されました。

新たな変異株であるオミクロン株の流入が懸念される一方、コロナの終息を見据えた日常生活への転換は着実に近づいております。町民の皆様方におかれましては、引き続き感染対策に御注意いただきながらも、穏やかな年末年始をお迎えになりますことをお祈り申し上げます。

最後に、議員各位には健康に留意され、町政発展のため、なお一層御精励いただき、町民の皆様方の負託に応じていただくよう要請し、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。12月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月3日から本日まで13日間にわたって開催され、令和3年度一般会計補正予算など30議案について御審議いただき、さらに本日は教育委員会委員の任命と、子育て世帯臨

時特別給付金などの町民生活に関連する補正予算を追加提案し、合わせて32議案について本日、全議案とも御賛同を賜り、御承認をいただき、誠にありがとうございました。

6日、7日、8日の3日間にわたり、10名の議員の皆様から19項目にわたる町政に関する一般質問をいただきました。保育園統合計画、地球温暖化対策などの環境政策、フルーツロード構想やミトロキ残土処分跡地の土地利用計画等々御質問いただいたり、防災・防犯・防火対策や、ひきこもり対策など、現在の南部町を取り巻く広範な政治課題にわたって御質問いただき、討論させていただきました。議論のかみ合わなかった部分、不足した分もあったかと思いますが、私の勉強不足の面もあると思いますので、今後とも御指導いただきますことをお願いいたします。

新型コロナウイルスのオミクロン株は水際対策で時間を稼いでいますが、流行は時間の問題です。町民の皆様におかれましては、感染対策の徹底を改めてお願いするところでございます。行政も医療機関と協力・連携し、希望される全ての皆様に一日も早く3回目の接種が行き渡りますよう努めてまいります。あわせて、国の経済対策と速やかに連動し、町民の皆様の健康、暮らしを守っていく決意でございます。

いよいよ年末も余すところ2週間余りとなりました。今週末からは雪の予報も出ています。慌ただしい年の瀬を迎えますが、御自愛いただきますことをお願いし、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。
